

平成 25 年 12 月 10 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

12月10日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 一 般 質 問
- 日程第5 議案第58号 知多地区農業共済事務組合の解散について
- 日程第6 議案第59号 知多地区農業共済事務組合規約の変更について
- 日程第7 議案第60号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第8 議案第61号 財産の購入について（給食配送車）
- 日程第9 議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番 石 黒 正 重

2番 福 田 千 恵 子

3番 高 原 典 之

4番 清 水 英 勝

5番 藤井満久
7番 吉原一治
9番 松本保
11番 榎本芳三

6番 山下節子
8番 鳥居恵子
10番 鈴川和彦
12番 榎戸陵友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	鈴木正則	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	鈴木喜雅	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	田中章介
保健介護課長	石堂登久則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	齋藤徳光	会計管理者	山下栄
出納室長	柴田幸員		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹味英季 書記 保母公次

[開会 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしははや12月となりました。師走を迎え、慌ただしい日々が続いております。

そんな中、先日、職員の不祥事が新聞に掲載されました。水道料金の徴収、並びに保育料の徴収の件であります。どうか職員の皆様には綱紀粛正をしていただいて、厳正に職務を執行していただきたいとお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第5回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、山下節子君、7番、吉原一治君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

まず初めに、このたび、保育料の算定事務と水道料金の請求事務におきまして不適切な事務処理が判明いたしました。御報告し、おわび申し上げます。

まず、保育料の算定誤りについてでございます。

平成23年度から平成25年度の保育料の算定におきまして、本来とは違う年度の税情報をもとに算定し、また所得税の計算におきまして、年少扶養控除及び住宅取得控除に関する算定ミスも加わりまして、過大徴収26件、計102万8,000円、過少徴収31件、計138万円の誤徴収が判明いたしました。

次に、水道料金の未請求についてでございます。

平成19年10月から1件の請求事務が放置されておりまして、118万6,485円の水道料金未請求額が判明いたしました。これにつきましては重大な服務義務違反として、関係職員4名の懲戒処分を行いました。

町といたしましては、今回の2件につきまして深く反省し、改めて業務に万全を期すよう職員に周知徹底いたしまして、再発防止に努めてまいりますとともに、町議会の議員の皆様方、そして町民の皆様方の一刻も早い信頼回復に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。まことに申しわけありませんでした。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

まず、文化講演会につきまして御報告いたします。

文化講演会につきましては、著名人の講演会を通じて、広く町民の皆様は、文化に触れ、時代の潮流を感じていただく機会を提供しようと、本年度も11月30日土曜日に総合

体育館サブアリーナにおきまして開催させていただきました。落語家の三遊亭好楽師匠を講師にお迎えいたしまして、「笑いと人生」と題して御講演をいただき、355人の方にお越しいただきました。

次に、海っ子バスにつきまして御報告いたします。

海っ子バスは平成22年10月から実証運行を開始し、本年10月から本格運行に移行いたしました。本格運行に当たり、地域の皆様方の御意見、御要望を踏まえ、特に西海岸線におきましては運行時間の延長、運行本数の増便など大幅に変更いたしました。また、運行事業者も知多乗合株式会社からレスクル株式会社美浜営業所に変更となりました。

運行開始からまだ2カ月ということもございまして、乗車人数などの把握をしている段階ではありますが、運転手などの対応は親切であるなどの報告をいただいております。海っ子バスは順調に運行しております。今後、観光協会などにも協力を依頼いたしまして、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、高齢者見守り事業につきまして御報告いたします。

ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるよう町職員がお宅を訪問する高齢者見守り事業は、9月からスタートいたしまして、順調に活動を進めております。

まず、9月、10月に第1回目として294人のお宅を訪問させていただきました。そのうち51人の方は「まだ元気だからいいよ」とおっしゃってくださいました人を対象から外させていただきます。第2回目の11月、12月は243人のひとり暮らしの高齢者の方々を訪問させていただいている最中でございます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を説明させていただきます。

本日提出させていただきます案件は、知多地区農業共済事務組合の解散についてを初め12議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を説明させていただきます。

議案第58号、議案第59号、議案第60号につきましては、農業共済組合等の1県1組合化により愛知県農業共済組合が設立されることによりまして、知多地区農業共済事務組合を解散することに伴う関連事項の協議を同組合管理者から求められましたので、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

議案第61号の給食配送車の購入につきましては、11月27日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであ

ります。

議案第62号につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等が平成26年4月1日に施行され、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、施設使用料などを改正するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第63号の南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定につきましては、所有者などによります適正な管理がなされず、危険な状態となっている空き家等によります事故、犯罪などを未然に防止するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第64号の南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、新たに条例を制定するものでございます。

議案第65号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院が平成24年8月8日に行いました官民給与の較差を是正するための給与勧告を受けまして、人事院勧告に基づく給与の改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものでございます。

議案第66号の南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、船員法の一部を改正する法律が平成25年3月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第67号は、平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,056万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を68億4,404万8,000円とするものであります。

補正をお願いします内容は、歳出では、衛生費108万円、商工費850万8,000円、消防費1億118万4,000円をそれぞれ追加し、議会費172万9,000円、総務費766万1,000円、民生費1,188万3,000円、農林水産業費520万4,000円、土木費162万5,000円及び教育費210万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入では、国庫支出金2億4,389万6,000円、寄附金100万円及び町債4,340万円をそれぞれ追加し、繰入金2億772万7,000円を減額するものでございます。

また、防災施設用地購入に要します経費及び水道事業会計が行います管路耐震化の安全対策事業への一般会計からの出資に要する経費につきまして、地方債の追加をお願いするものでございます。

議案第68号は、平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を18億3,458万9,000円とするものであります。

補正をお願いします内容は、歳出では、地域支援事業費24万2,000円を追加し、歳入では、国庫支出金9万5,000円、県支出金4万7,000円及び繰入金10万円をそれぞれ追加するものでございます。

議案第69号は、平成25年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、収益的支出を489万7,000円増額し、6億9,416万1,000円に、また資本的支出を237万4,000円減額し、3億3,577万7,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、最終日に、南知多町長等の給与の特例に関する条例を追加提案させていただきます予定になっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

3番、高原典之君。

○3番（高原典之君）

議長より質問のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問は3項目に及び、全て一括して述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

質問事項1、南知多観光協会と行政のかかわりを考えるとして、第1に上げさせていただきました。

ことしに入り、南知多観光協会は独立いたしました。事務長も今まで役場の課長が兼任していましたが、民間より来ていただき運営が始まりましたが、そこでお尋ねします。

①観光協会は独立したのだから、運営に必要な資金面での支援は観光協会独自に捻出して運営すべきと考えていますかどうか。

②私、前回の一般質問で、町は、観光産業は南知多町の産業の牽引的役割で、大変重要な産業と位置づけられているというお答えをいただいたんですけども、せっかく民間から来ていただいて運営をお願いするに当たり、最初はそんなにすんなりといくとは思わんですけれども、軌道に乗るまではしっかりとした町との協力体制、支援がなくては、南知多の観光産業どころか、協会そのものもぐらついて成り立たなくなるというように考えますけれども、観光産業における協会の役割の重要性をどのようにお考えですか、お聞きします。

③先ほどの①の質問で、民間から事務長を迎えて始まった南知多観光協会への助成支援をし続ける必要があると考えるなら、現在までに支援してきた内容で、今までになく新しく取り入れて行った支援、またはこれから新たに取り入れていく支援策をお考えなら、それをお聞かせください。

質問事項2、まちづくりと行政職員の役割についてお尋ねします。

私、ことしの10月30、31日と11月1日の3日間、町の助成をいただいて全国地域づくり人材塾というところに行かせていただいて、多少勉強させてもらってきたんですけども、そのことで、やっぱり外からの目線で考えられる機会をいただくことができました。全国から優秀な行政職員が大変多く参加されていて、有意義な交流が持てて、南知多町の行政職員の育成についても、そういう中からお尋ねしたいと思います。

①職員の中で、みずから住民の中に入り、積極的にまちおこしを行う行事に参加している職員は、職員全体の割合で多いとお考えか、少ないとお考えか、お尋ねします。

②参加する職員が少ないとお考えの場合、どうして参加できていないのか、考えられる理由をお聞かせください。

③職員の中にも、共働。共働というのは、ともに一緒に働くという意味での共働ですけれども、していきたいと考える職員も当然見えるとは思いますが、そういった熱い思いを持つ職員の育成が、元気なまちづくりには大変大切、急務と考えております。そんな人財となる、私の書く人材という字は「人財」と書きますけれども、そんな人財となる職員育成への環境づくりに向け、役場の体制をつくるつもりがあるのかどう

か、必要と考えるかどうか、それをお聞きします。

④必要と考えるなら、そういう体制をつくらなきゃいけないというふうに考えるなら、いつごろから、何から始めていきたいと思っているのか、お聞きします。

質問事項3、公共施設での太陽光発電パネル設置を考えると題してお伺いします。

南知多町というところは全国的にも大変降水量の少ない地域であることは知られています。日照率においても、愛知県というところは全国レベルでも高いんですけども、その中でも南知多町はトップクラスであります。

最近、屋根貸し太陽光パネルの設置を行う業者等も起業されて、全国各地でいろいろそういった取り組みをされておるわけですけども、南知多町にも、いろんな施設、町有施設、それから使われていない施設、いろいろあると思うんですけども、屋上等があいているところはかなりあると思われまして。そういった公営施設の屋上でのパネル設置もできると思われるんですが、エネルギー問題というのは国が行うことであるという考えでは大変おくれた町になっていくと思います。当然南知多町もみずから率先してとり行っていくべきだというふうに思っておりますが、災害等を受けたときにも、自然のエネルギーというのを利用すると大変役に立つこともあると思われまして、脱原発ということまで全国的に機運も高まりつつある中で、町は率先して自然エネルギー利用を取り入れる必要があると思います。

前回、はすはな中学校というところをちょっと見学に行きましたが、そこにも太陽光パネルが設置してありました。南知多町のエネルギー政策をどういうふうに考えてみえるか、お伺いしたいと思います。

以上、質問事項3項目について、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

御質問の1番、南知多観光協会と行政のかかわりについて答弁をさせていただきます。

御質問の1の1、1の2、1の3について関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず御質問1の1、観光協会の運営に必要な資金面での支援は観光協会が独自に捻出すべきかということについてでございます。

町観光協会は、ことしの1月より、以前産業振興課内にあった事務局を観光案内所に

移し、専任の事務局長を迎えました。これは、行政の枠に縛られない柔軟で自由な活動と、事務局長の民間のノウハウを生かした協会の機能強化と、補助金に依存しない、経済的に独立した組織づくりを目指しているものであります。そういった意味では観光協会はまだ第一歩を踏み出したばかりであり、財政的には、会員からの会費と町からの補助金が大部分を占めている状況であります。

将来的には観光協会が独自に財源を確保し、運営をしていただきたいと思います、当分の間は、資金面、人的面での支援をしてまいります。

次に、御質問1の2につきまして、観光産業における協会の役割の重要性でございます。

南知多町の観光産業は本町の重要な産業の一つであり、基幹産業である農業、漁業などの1次産業の牽引役でもあります。

観光産業の中でも、町観光協会は町内の観光関係者との緊密な連携を保持し、観光開発や観光事業の振興、そして地域社会の発展に寄与することを目的としています。

そういった意味では、前回にも答弁をさせていただきましたが、観光産業における観光協会の役割は地域のコーディネーター的役割や牽引的役割でありますので、観光産業における町観光協会の役割はとても重要であると認識しております。

続いて、御質問1の3でございます。新しく取り入れて行った支援、また新たに取り入れていく支援策についてでございます。

町観光協会への行政として新しく行った支援策としまして、町観光協会補助金の中で町観光協会に新たに事務職員1名を採用し、協会の体制強化を図りました。また、協会の自主財源の確保を目的とした南知多グッズ開発事業を協会に委託しております。さらに施設面の整備として、観光案内所の増築工事を現在行っております。今後の新たな支援策については、町観光協会と協議し、検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3番（高原典之君）

当分の間、支援をするということでしたが、当分というのは、こういった目安をもって当分とおっしゃられるのか、お答えください。

○議長（榎戸陵友君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

先ほども答弁させていただきましたが、自主財源ができて、自主運営するという方向で、例えば法人化を目指して運営できるような状況になった場合、町の補助が必要でなくなった場合は補助は徐々に減らしていけたらなという考えでございます。それまでは、当分の間というか、将来的にもずっとという可能性はあるということでございます。

（3番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3番（高原典之君）

なるべく早く独立して、自主財源ができ、自立できることを私も大変願っております。そこで、今度来られた事務長さんが大変前向きな方で、いろんな企画、いろんなアイデアを出されるということをお伺いしておりますけれども、そういった中で、どんどんどんどんあれもやりたい、これもやりたいということで、いろんな企画を出されているということを伺っているんですけれども、そういったいろんな企画等を当然バックアップして、後方支援しなくてはいけないと思いますけれども、そういったいろんな新しい企画に対して、支援ということについてはどういうふうにお考えですか、よろしくお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

当然町と観光協会の役割の分担もございますが、特にイベントだとか、町外に出て観光振興を行うというような場合には町の職員も人的面での支援をしておりますし、資金面での支援ということになりますと、観光協会が自主財源の確保に要する新規事業に取り組む場合の事業費の補助金だとか、そういったものを検討していきたいと考えております。

特に人的支援については、常に事務局長さんと協議を行いまして、町のほうの職員と観光協会の職員と、それから支部の方と連携を図りながら、町としても応援体制をとっている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（榎戸陵友君）

高原議員、再質問するときに、自席番号と自分の氏名を言ってからにしてください。

（3番議員挙手）

高原議員。

○3番（高原典之君）

失礼しました。

今の後方支援については、町としては十分支援されているという認識かどうか、お伺いします。

○議長（榎戸陵友君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

今の時点で観光協会事務局長さんとお話しする中では、十分な支援だと考えております。

（3番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございました。

それでは、質問事項2についてお答えをよろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

希望答弁者が町長となっておりますが、私から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

大きい2のまちづくりと行政職員の役割という御質問の中で、2の1、2の2と関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

町では、地域振興をより推進していくため、平成24年度から企画情報課を企画課と地域振興課の2課に分け、企画部を発足させ、推進を図ってまいりました。特に地域振興課では、町まちづくり協議会の事務局としてまちづくりの活性化に努めております。

保育士、調理員、用務員を除く一般職の職員146人のうち、町内在住の職員は93人で、

そのうち男性が73人、女性が20人でございます。

職員の自主的な各地区のまちづくり協議会への参加は現在29人、地域の消防団員として13人が参加しております。ほかに、区会役員、祭礼、スポーツ団体指導員、地区体育祭の応援などに多くの職員が地域行事などにかかわっていると認識しております。

職員の参加割合の多い少ないは判断できませんが、地域参加は強制するものではなく、個々の職員の地域を思う気持ちを大切にしていきたいと考えております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

大変多くの職員の方が参加されているという御答弁でしたが、私の印象の中で、参加するのは個人の意思、思いであるという答弁でしたが、その参加した場合に、町として本人の思いをバックアップする必要があると思うんですけれども、やっぱりやる気のある職員というのは大変多く見られる。ただ、残念ながらなかなか地域でのいろんな取り組み、自分の住んでいる場所、地区のお祭りとか、そういうところには、皆さん住まわられている方は、町の職員ということではなく、住まわられている住民と変わらず、一緒になっていろんなことに参加されていると思うんですけれども、事新しくまちづくり、いろんなまちづくり、企画、今だと各地域にまちづくり会が発足されて、いろいろされているわけなんですけれども、そういったまちづくり会の中にでも町の職員の方も何人か見えると思うんですけれども、実際に今、私が見せてもらおうと、どうしても若い方の参加が少ないかなあというふうに考えます。よく地域を活性化するにはよそ者、ばか者、若者がという言葉が出ます。そういうやつらが一生懸命にならないとなかなか地域の活性化はおぼつかないということもよく言われていますけれども、なぜよそ者とか、ばか者とか、そういうことを考えたときに、よそ者はやっぱりしがらみにとらわれない。若者は考えられないような発想をしたりする。若い者は経験がないので、経験が邪魔をしないということで、恐れずチャレンジをしていくということも考えられます。そういった人たちというのは地域に幾らでもいると思うんですけれども、私たちはそういった人材というか、そういう人たちを生かし切れていないんじゃないかなというふうに思います。

行政職員の中で、特に地域振興にかかわる職員というのは、そういった人間たちの掘り起こしも含めた、地域でのコーディネーター、そういったことにやっぱり参加されてやっていく。地域を引っ張っていくんじゃないで、横に添ってアドバイスしたりとか、いろんな紹介をしたりとか、こうしたほうがいいんだよとかいうようなことをやっていくという、そういったことを知るノウハウを持っています。そういった知識を十分に生かし切るためには、どんどんと外に飛び出していく。そういったシステムが必要だと思うんです。そういったときに、職員の自主的な思いとか、職員主導というような物の考え方に立たず、町が率先してそういった職員を地域に送り出していくんだという思いでなくてはならないと思うんですけれども、そういったことについてはどういうふうにお考えですか、お答えをお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議員がおっしゃいます職員が率先して外に出るという部分で、組織としてそれをどうするかという部分でございますけれども、町といたしましては、いろんな研修がございます。まちづくりの研修だとか、地域活性化の研修、そういったものに積極的に参加をさせ、その中から、職員がみずから行動するという意識づくりを積極的に進めていきたいと思っております。行政が、じゃあこの地域にいついつ出なさいとか、そういった部分ではなくて、やはり一番大事なのやる気のある職員が地域に出ていくというのが一番大切かと思っております。

（3番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3番（高原典之君）

それでは、各地域の自治会、いろんな集まりの中から、もし協力してほしいとか、ちょっと中に入って一緒にやってほしいとかという要請がもしあった場合は、町としては率先して送り出すというお考えはありますか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

地域からそのような要請がございましたら、その地域の職員に働きかけることは可能でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

その地域の職員に働きかけるというのは、本人の意思に任せてという意味ですか。それとも、仕事として行ってこいということでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

仕事というよりも、本人の意思にお任せするという形になると思います。

(3 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3 番（高原典之君）

本人の意思ということで、やっぱり上司のほうから言われると断りにくいということもあって、参加していただくとありがたいなと思いますけれども、ぜひともこれから先、せっかく職員の知識、スキルを生かした、本当に一生懸命勉強されて高いレベルの知識を持ってみえますので、それを民間のやる気のある人たちに有効利用していただけるように取り組んでいただけることを切に願いたいと思いますので、よろしく願いします。

以下、また答えをよろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、次の質問の2の3、2の4につきましては関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

職員の人材育成は、知多5町で実施をしております新人・中堅・係長研修など階層別の研修、愛知県自治研修所、県外の市町村アカデミーなどで実施している専門研修など

に参加させ、職員の資質向上に努めています。

議員が参加をしていただいた全国地域づくり人財塾は、昨年度職員1人とまちづくり協議会から1人の計2名で参加をいたしました。大変有意義な研修であったと報告を受けております。

町ではこのほかに、「地域づくりは人づくり」という理念のもと、既存の枠にとられない斬新かつ大胆な発想のできる地域リーダーを養成する全国地域リーダー養成塾の研修にも、平成22年度、24年度に職員を1人ずつ派遣し、地域づくりの現場で活躍できる人づくりにも手がけています。

また、まちづくり関係では、まちづくり～魅力ある都市づくり、観光戦略の実践と地域活性化などの専門研修に参加してもらっています。

研修への意識改革として、今まではみずから研修を選んで参加する体制となっていなかったため、市町村アカデミーなどの研修計画を事前にお知らせし、みずから学びたい研修を自己申告書に記載して、受講してもらう体制を平成25年度より実施しています。

このように、各研修等を通じまして職員の意識改革を進めておりますので、今後も地域で活躍できる職員を育てていきたいと思っております。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3番（高原典之君）

ぜひともやる気のある若い職員を生かす取り組み、そういった思いをなし遂げてあげられる取り組みをしていただきたいと思うと同時に、まちづくりについてはいろんな制度等があると思います。私、釈迦に説法じゃありませんけれども、町独自でやることなく、大学と一緒に取り組んだインターンシップ制度の活用であったりとか、それから、今、全国で活躍されている地域おこし協力隊、これも総務省がやってみえるんですけども、こういった制度も利用して、どんどん来ていただいて、新しい目線で、外からの目線で、新しい風を南知多町に入れるということも必要かと思っておりますけれども、そういったいろんな外部の制度等の利用、活用についてはどういうふうにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

外部からのそういった方々の意見だとか、制度につきましては、高原議員がおっしゃいましたようなインターンシップだとか、地域おこしという形であろうかと思えます。これにつきましては、町まちづくり協議会だとか、そういった協議会のほうに、そういった催しがあるだとか、そういった制度があるというPRだとか、地域のまちづくり協議会が事前にお調べをし、地域で活動されておるといふ部分も一部ございます。町としても、そういったものがあれば積極的にPRをしていくという形になると思えます。

（3番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ぜひとも有効な制度、それから国の補助等の利用を率先して取り入れて、企画して、使っていただいて、それで南知多のまちおこしに反映していただき、南知多の観光とともに、発展させていただける政策をとっていただけることをお願いしたいと思つて、質問事項2の質問は終わらせていただきます。

3について、よろしくお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問3の南知多町のエネルギー政策をどうお考えかについてお答えいたします。

東日本大震災による原子力発電所の事故以来、国内におきましては、太陽光を初め、風力、地熱等の半永久的に利用可能な再生可能エネルギーが注目されております。

町内におきましても、民間事業者や一般住宅の太陽光パネルが設置されております。一般住宅におきましては設置件数が年々増加しており、二酸化炭素の発生抑制により、地球に優しく、災害時にも役立つものと思われ、必要なものと認識しております。

町といたしましては、公共施設への太陽光発電設備につきまして、建物の強度、設置スペースの確保、導入コストなどの課題もございまして、現在のところ設置は考えておりません。

なお、民間からの公共施設への太陽光発電設備の要望があった場合につきましては、

個々に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

ただいま、まだ考えてみえないというお考えであります。それは、金銭的なことで考えられないのか、そういった取り組みをする必要がないと思っているから考えていないのか、どちらでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

費用面につきましても、かなりの費用が要することは確かでございます。そして、先ほど申しましたように、設置スペースだとか、強度とか、建物の上に建てる場合はそういう課題もございますので、町として率先して設置するという考えはないということでございます。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

ある程度の広さがあると、大体7年かそこらでペイできるというようなことも伺っておりますし、まだ構造的な問題等につきましては、利用できるかどうか調べられたことはあるかどうか、その辺の認識についてお伺いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

個々の施設について、太陽光パネルを設置するかどうかの検討をしたことはございません。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

高原君。

○3番（高原典之君）

ぜひともこういう時代ですので検討されて、設置できるかどうか、設置した場合はどうなんだと。どれぐらいで元が引けて、どれぐらいの電力が生まれて、先々どういうふうになるんだというようなことを計算していただき、それが町のため、先々いろんなところへのコストダウンにつながるということであれば、どんどんと使っていただきたいなと思いますので、ぜひともそういったエネルギー政策については前向きに取り組んでいただき、どんどんと使えるか使えないかということについてもまずは調べていただいて、それで進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で高原典之君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は10時35分までといたします。

〔 休憩 10時23分 〕

〔 再開 10時34分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は4項目あります。一括して質問いたしますので、よろしくお願いいたします。す。

1. 飼い主のいない猫との共生について。

11月15日号の広報「みなみちた」に、野良猫に安易に餌を与えないでという役場の見解が掲載されました。この見解だけでは、猫を排除するような方向です。そんな印象を与えます。また、これを見た他町の方は、この町は住みにくいと思われる方もおられます。動物保護法でも犬・猫などを保護するよう位置づけています。

猫の習性上、野良が多いのは当然ですが、野良猫が安心して住んでいる町は、実は人も住みやすい町であると考えます。本町の目標も日本一住みやすい町にしたいとあります。苦情対策だけでなく、共生する対策こそ本来の行政のやることだと考え、以下の質問をしたいと思っております。

1. 本町にはおよそ何匹猫がいて、年間何匹くらい保健所で処分されているのでしょうか。わかる範囲内でお願いいたします。

2. 他の市町村では条例やガイドラインなどをつくり、人と猫の共生したまちづくりを進めていますが、本町でもつくることはできないでしょうか。

3. 有効な対策の一つに、動物病院と連携して去勢を実施するという対策があります。町から一部補助ということはできないでしょうか。

2番に移ります。学校教育を子供の視点から考えてほしい。

最近、沖縄県竹富町に見られるように、県が採用した教科書を国の趣旨が盛り込まれた教科書にかえるよう要求があったり、教育委員会や教育長を県の附属・補助機関にする意向が打ち出されたり、学力テストを教育長の判断で公表できるとしたり、国の関与が強まっています。

また、一方、先生方の勤務時間でサービス残業に当たる時間が月80時間を超える先生もあると聞いています。これは過労状態になります。この状態で子供のための教材研究や子供と触れ合う時間があるのでしょうか。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 国の関与をどう考えていますか。
2. 学力テストは公表すべきと考えますか。
3. 先生の勤務時間はどうなっているのでしょうか。
4. 教材研究はいつ、どのようにしていますか。
5. 子供との触れ合いはどのようにしていますか。

3の質問事項に移ります。観光と結びつけた産業や防災がこの町にふさわしいのでは。農業や漁業が一部大きな事業所しか成り立たなくなり、大多数の事業所は後継者や継続者がいなくて、高齢化でやめることが多くなっています。

高齢化が進んだといっても、この町の高齢者は経験と技術はまだ十分生かせます。1次産業は生涯現役なら健康にも役立つはずです。その有能な人材が今消えようとしている状態です。

大きな事業所は規模を維持しつつやっていますが、小さいところ、あるいは高齢者が中心のところでもやれる産業といたら、観光1次産業であります。これから始めるわけではありません。観光農業、あるいは観光漁業はこの町の中でも成功している事業者や島があります。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 観光農業や観光漁業でうまくいっている事業所や島の実態はどうなっているでしょうか。

2. 観光を生かすには体験型が有効ですが、どのような体験が実施されているか。

3. さらに観光を生かすには、事業所同士の協力を進めるのはもちろんですが、名所や施設に頼るだけでなく、自然を生かした観光である、歩いて回る散歩道が有効と思われませんが、いかがでしょうか。

4. 歩いて回る方法には、山と海の組み合わせができる貝殻公園、桜公園があります。現在、この公園は町の公園に指定されていませんが、町の公園指定はいかがなものでしょうか。

5. 山の散歩道は防災避難所になっています。貝殻公園は、避難所のほかに観光散歩道、キャンプ場など、あわせて有効活用できる公園だと考えます。モデル地区として指定してほしいわけですが、いかがでしょうか。

4番に移ります。協働について。

もともと協働が生まれたのは、NPOが生まれ、10年くらい前から県にもたくさん活躍するNPOができた経緯があります。この町にも、EM菌を中心として環境を守るNPOと、里山を復活させ、都会と交流するNPOが活躍しています。

町は、日本一のまちづくりには町民と行政が協働して取り組むことをうたっています。私が所属の里山関係のNPOは、都会と交流し、オーナー制や体験を6年間実施してきました。名城大学、全国里山クラブの外部の方の加入、東海農政局、他府県農業団体、全国商工会中央会、NGO、東海市のコミュニティー広場等が参加や見学に来られています。やっと昨年からは役場の関係者も来ていただける状態にあります。

そこで、以下の質問をいたします。

これまでNPOとの協働では、環境を守るNPOとEM菌の製造や川への放流等を町と協働で行っています。今後、NPOとの協働をどう考え、位置づけられていますか。この点を質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、私からは大きな1番の飼い主のいない猫との共生について、御質問の1の1から1の3につきましては関連がございますので、一括で答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

まず御質問1の1の本町にいる猫の数につきましては、把握しておりません。

また、年間の処分件数につきましては、半田市にあります愛知県動物保護管理センター知多支所に南知多町の方が御自分で持ち込まれた猫の数につきましては、平成23年度は1匹持ち込まれ、希望される方への譲渡はなく、処分されております。平成24年度は4匹持ち込まれ、3匹が希望される方に譲渡され、1匹は処分されております。平成25年度の10月末現在でございます。5匹持ち込まれ、4匹が希望される方に譲渡され、1匹は処分されました。

次に、御質問1の2の人と猫との共生に関する条例につきましては、本町といたしましては条例をつくる考えはございません。

次に、御質問1の3の不妊・去勢手術への補助につきましては、飼い猫への不妊・去勢手術への一部補助のことと思いますが、現在のところ、町といたしましては補助する考えはございません。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

2番の、今、厚生部長さんの条例とかガイドライン等、特に今のところ考えていないという御返事でした。

この知多地域では随分前から大府市が取り組まれています。大府市では、苦情対策だけでは問題が解決しないということで、地域猫という考えを取り入れています。地域猫は、各120カ所の地域でボランティアの方たちがそれぞれの地域で猫を、全部それは野良猫でございます。それぞれの地域の野良猫を四、五人の方たちが管理しています。そういう取り組みが進んでから、そのまちは非常に猫も穏やかになったり、人と人とのつながりがふえたと言っています。

できましたら、一度大府市の例などを視察とか、研究段階でも構いませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから3番も、これは各地域のボランティアが行っている地域猫の取り組みでは、

放置しておきますと1匹の雌猫から1年間に79匹生まれるそうです。そのために保健所で処分される場合が多かったりします。また、それぞれの地域で大変苦情がふえたりいたします。そういうことを防ぐための一つは、1世代でその猫が一生を終わる体制。それが去勢体制です。1世代で終わらせていきますとだんだんと猫が減ってきまして、そしてその町の皆さんがある程度容認できるような状態が生まれてくるんじゃないかと思えます。そのために必要なのは去勢手術です。一般の動物病院に持ち込みますと1万数千円かかります。それが、そういう取り組みをされている団体に対しては協力病院がありますので、協力病院もつくらなくちゃいけません。協力病院では大体2,000円から5,000円に対応していただけます。ぜひこのことも含めまして、対策を一步でも進めていただきたいと考えます。

○議長（榎戸陵友君）

答弁、要りますか。

○1番（石黒正重君）

そのことについて、検討でもいいです。これから調査することでも構いませんので、御答弁をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

御質問の1点目でございます。知多半島内、大府市の例を出され、大府市のほうに見学してはいかがかということでございます。私のほうでも大府市の例は既に把握しております。平成22年度から市内全域にNPO、そういうものが活動しておられるそうでございます。また、猫への去勢手術の補助もやっておられるそうでございます。

私どもとしましては大府市へ見学ということまでは考えておりませんが、今後、またそういう資料等を取り寄せながら研究してまいりたいと考えております。

次に、補助のことでございますが、私どものほうとしましては、まだ猫の去勢手術についての補助をする考えはございません。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

去勢手術については、各個人が負担してきますとなかなか広がらないものですから、やはり動物病院との提携、少なくとも動物病院と町が相談をしていただければ、いろんな意味で協力的に考えていただける動物病院が、町から伺えばあると思います。私たちも個人的に相談に行っている動物病院は岐阜県でありまして、岐阜県の動物病院は無料でやると言っていますが、大変遠いものですから、できればこの美浜管内にある動物病院等がそういう対策を立ててくださるような町からの働きかけがあれば大変ありがたいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議員おっしゃられるとおり、去勢手術につきましては、私どもも動物病院に確認いたしましたら、1匹、不妊手術が約1万8,000円、去勢手術が約1万円というふうに聞いております。先ほども申しましたように、地域住民の理解とか、動物病院への協力、これが全く必要でございます。抜本的対策がない問題でもございます。したがって、今のところ、町としましては不妊・去勢手術に対する補助は考えておりません。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

多分趣旨は厚生部長さんのほうもよく御理解されていると思います。ただ、今後、この件につきましては、町民の中には猫を大変かわいがっている方もいますけど、猫を被害を受ける動物として考えられている方もたくさんいます。そういう摩擦を減らして、その摩擦というのは大体隣近所で起こりますので、隣近所との人間関係をよくしていく上からも、ぜひ今後、特に病院等とはいろんな話し合いを持っていきたいと思っております。また、私どもも、先ほどのお話のように町民の協力が必要だということです。今のお話を伺えば、そういう町民がたくさんふえて、まちづくりや何かでもぜひこれを取り上げようというような町民の熱意があった段階では、町としては動物病院への対策、あるいは補助金等は考えていただけるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

大変難しい問題でございまして、補助金という形になりますと、町の財政サイドとのこともございます。今後研究してまいりたいと存じますが、私どもとしては、今のところ補助をする考えはないということでございますので、よろしく願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

現在の町の考えは理解いたしました。今後、私どもも環境課とか、そういうところと色々な研究を一緒に進めていきたいと思っておりますので、またその節は一緒に協力していただけるようよろしく願いいたします。

以上で1 番の質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2 の1、御指摘の教科書採択問題等に係る国の関与につきまして答弁させていただきます。

教科書の採択権限は市町村教育委員会に属するというものの、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、都道府県教育委員会が設定した教科用図書採択地区内の市町村教育委員会は協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされています。

これを受けまして、本町では、管内5 市5 町により組織される採択地区協議会において教科用図書の採択事務を共同で行い、同一の教科用図書を使っております。

議員御指摘の事例は、採択地区協議会が採択した教科書とは別の教科書を一部の町教育委員会が採択してしまったことについて、文部科学省より違法状態にある旨、指摘されたものと理解しておりまして、このことをもって国の関与が強まったとは考えておりません。

また、教育委員会や教育長を県の附属・補助機関にする意向につきましては承知していません。

なお、国の関与につきましては、教育の機会均等や公教育の適正化の観点からは、学校教育を維持発展させるために国や地方公共団体が責任を持つことは当然のことと考えております。

教員配置や学校施設の建築・維持管理には国や県の補助などが不可欠でございますし、各種の教育施策に国が関与することは国の責務であるという認識でございます。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

1 番については了解いたしました。

以後、2 番から 5 番について答弁をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問 2 の 2 から順に答弁させていただきます。

まず御質問の 2 の 2、全国学力テストの結果の公表について答弁させていただきます。

全国学力・学習状況調査の目的は、学力の把握・分析を行うとともに、地域とか経年変化、家庭状況等による教育格差などの調査分析も行い、教育施策の検証、効果的な指導方法の把握につなげる調査でございます。

全国学力テストについては、過去に学校別の成績を公表した結果、過度な学校間競争を招き、中止になった経緯もございます。

学校は、人としての教育の場であります。公表により、点数や順位だけで学校のよしあしの評価につながってしまうのではないかと。また、学校現場でテストのための教育がなされてしまうのではないかとといった懸念がございます。公表の是非につきましては、今後、教育委員会で協議してまいりたいと考えています。

なお、調査結果につきましては、公表の有無にかかわらず教育委員会及び各学校が分析し、児童・生徒や地域の実態を踏まえつつ、学力の向上及び基本的な学習、生活習慣の確立につなげていくことが大切であると考えております。

続きまして、御質問 2 の 3、先生の勤務時間でございますが、1 日の勤務時間は 7 時

間45分でございます。なお、各学校におきましては、在校時間について、毎月、教職員が管理職に報告しており、過度な長時間労働が認められる場合は相談の場を持ち、勤務改善に向けて対策がなされております。

次に、御質問2の4でございますが、教材研究は、主に授業や部活動が終了した後の勤務時間外や休日などに行っていることもあると思われま。

なお、本町では、小規模校により教員数が少ないため、同学年や同じ教科の研究が行いにくい状況でございますので、その対策としまして、教科部会などを設置し、学校間での情報交換や協議を行う場として活用していただくようにしております。

最後の御質問2の5でございますが、子供との触れ合い。小学校におきましては、部活動のほか20分程度の大放課や昼放課がありまして、学級や児童個々の実情に応じて、学級担任や学習生活支援員が中心となって触れ合いの時間として意識しております。

少人数学級が多く、教師と児童との温かな触れ合いは南知多町の小・中学校の特徴となっております。町教育委員会としましても教育方針に明示し、温かい学校、温かい学級運営を推進しているところでございます。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

学力テストについてですが、現場の先生はどのように考えておられるか。もしおわかりでしたらお願いいたします。

それから、勤務時間についてですが、過度に休日とか、時間外でやられている場合も結構あるんじゃないかと思えます。そういうことについて、時間外とか休日の仕事の仕方について、やはり先生方も1人の人間でありますので、おうちへ持って行って、10時、11時、それから休日もその仕事を全うするために時間を費やすとなると、本当に人間的に成長するための時間が保障されにくいのではと考えています。そういうことについて、過度なことはどの程度あるのか。それから、そこでの問題点は何も発生していないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

学力テストについて、学校はどのようにということでございます。済みません。まだ市町村教育委員会の判断で公表という話が来たばかりでございます、まだ学校と相談をしてございませんので、状況につきましてはわかりませんが、ある新聞によりましてアンケート調査が実施されまして、その結果につきましては、学力テストの公開に賛成が多いと言われましたのは、都道府県知事は賛成が多いというふう聞いてございます。あと、都道府県教育委員会、それから保護者は反対の方のほうがやや多いという結果でございました。また、市区町村の教育委員会と市区町村の首長、要は町長、市長、そういった首長は反対が大多数を占めたという結果であるというふう聞いてございます。

それから、先生方の勤務につきましてでございますが、先生方につきましては、先ほど時間外等で教材開発とか研究をされておるといようなことも申し上げました。私も常々、先生方には早く帰っていただきたいということを申し上げておりますが、教育につきましてはエンドレスといえますか、大変な時間が必要になるということでございます。私どもの対策としましては、職務の効率化に取り組んでいただくようお願いをしております。例えば公務的な共通事項につきましてはデータベース化して使いやすいようにして、簡単に事務を終わるような形にさせていただくとか、あと部活動につきましては、例えば毎日ということではなくて、小学校につきましては週3日ぐらいでという形をお願いをしておりますし、中学校につきましては、土日のいずれか1日だけという形でお話をさせていただきまして、先生方の負担を軽くしようとしております。また、部活動の顧問につきましても、複数の顧問を配置しまして、お1人の先生にかかる過重労働というものを少なくするというふうに対応しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

説明はよくわかりました。

1点、特に勤務時間等につきましては、教育委員会等の判断が大変多いように思われます。できましたら、現場の先生方からそういう現在の勤務時間はどのようになっているのか、調査等をしていただきたいと思います。そういう点はいかがでしょう。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

先生の長時間勤務につきましては、本当に私どもも苦慮しておるところでございます。調査につきましては、昨年度の前半部分の調査でございますけど、先生の数が大体180人ぐらいという中で、100時間以上勤務されておる先生につきましては、毎月眺めますと、20から30人ぐらい見えるというような状況でございます。また、80時間から100時間ぐらい勤務されておる先生の数につきましては毎月30人前後と思われる。45時間以上勤務されてみえる先生は40人前後ということで、合わせますと、45時間以上勤務されておる先生が全体の半数以上かなというような状況でございます。先ほども申し上げましたが、先生方には、なるべく事務を効率化して、教材開発のほうに時間を費やしていただいて、効果的に仕事を進めていただくようお願いをしているところでございます。

また、参考でございますけど、町の校長会議、そういったものがほとんど毎月1回行われておりますので、そういった場におきまして、私からも先生の長時間勤務につきまして学校の校長として抑えるといいますか、なるべく早く帰るような指導をしていただくようお願いをしております。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

以上、答弁内容は理解いたしました。

また、今後につきましては、教育委員会の方々ともよく私どもも相談をして、特に先生方の超過勤務等について、何か対策はないかどうか、相談をしていきたいと思っております。

3番に移ってください。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

3番の観光と結びつけた産業や防災についてでございます。

御質問の3の1、3の2は関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。

まず御質問3の1、観光農業や観光漁業でうまくいっている事業所や島の実態につきまして答弁をさせていただきます。

観光農業などがうまくいっているかについては把握できておりませんが、観光農業として、ミカン狩りやイチゴ狩り、花摘み体験などを行っている事業所があります。観光漁業として、潮干狩りや釣り船があります。島の実態としましては、篠島、日間賀島の漁業体験がございます。両島の漁業体験の例としまして、漁業者、観光業者がそれぞれの立場で事業に取り組み、離島の特性を生かし、漁業を活用した体験型観光事業として成り立っております。

次に、御質問3の2でございます。体験型観光について答弁をさせていただきます。

前段でも答弁いたしました、農業体験として、ミカン狩りやイチゴ狩りや花摘み等があります。漁業体験として、潮干狩りや地びき網体験等があります。

特に漁業体験は、町観光協会、内海、山海、日間賀島支部、篠島民宿組合が実施している地びき網、干物づくり、漁師体験などの体験プログラムは、近隣に海のない岐阜県、長野県の小・中学校を中心に、校外学習の一環として実施されることが多くございます。

以上、3の1と3の2について答弁を終わります。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

現在、体験というのが、例えばミカン狩りにつきましても、当初のミカン狩りと最近のミカン狩りでは、観光に見えるお客が随分減ったかに思われます。そういう点について、どうしてミカン狩りのようないい観光体験が減ってしまったのか。そして、ミカンの木を伐採するような事態が最近は起こっています。そこら辺の原因等については何かおわかりでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

その前に、石黒議員、発言は通告外にわたらないように留意してくださいね。お願いします。

(「わかりました」と1番議員の声あり)

○建設経済部長（平山康雄君）

ミカン狩り等の観光客が減ったということでございます。内海地域、他の地域の海水浴場もあります。海水浴場と同様、新しいメニューがないということで、ミカンをとっ

て食べるというだけのそういったもの、海で海水浴で泳いで帰るだけの観光というのが最近下火になってきたということで、体験型の観光が出てきているというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

了解しました。

続いて、答弁をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続きまして、御質問 3 の 3、3 の 4、3 の 5 につきまして関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。

歩いて回る散策道についてでございます。

観光の面からいいますと、名所旧跡をつなぐ散策道は有効であると思われれます。現在は地元観光協会が中心となって、既存の町並みや名所旧跡を観光客が歩いて回るコースを考えております。具体的には各地区の観光協会において、名所旧跡や立ち寄りのお店を結ぶ既存の道路を生かした散策マップを作成し、観光客に PR しています。また、南知多観光ボランティアガイドが作成した史跡をめぐる散策モデルコースをホームページなどで紹介しております。

次に、御質問 3 の 4、貝殻公園や桜公園の町の公園指定についてでございます。

貝殻公園は私有地であります。地元の観光スポットとして、町所有の展望台が建っております。また、公園内の剪定作業や遊歩道の草刈りなどの財政的な支援をしている状況であります。

また、桜公園につきましては、公園内のトイレは町の観光施設ですので、管理を地元区に委託しております。どちらも豊浜地区の観光スポットとして位置づけており、地元のパンフレットやホームページでも紹介をしておりますので、特に新しく町の公園として指定する考えはございません。

御質問 3 の 5 でございます。貝殻公園等のモデル地区指定でございます。

貝殻公園等は、先ほど申し上げましたが私有地でございます。町として、私有地を公園のモデル地区指定とする制度はございませんので、よろしく願いをいたします。以上で答弁を終わります。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

先ほどのように、現在、産業観光として、歩いて回る散策マップ等がつくられ、それは主に名所や旧跡がある地域だと思えます。それ以外に、私のほうでお聞きしたかったのは、歩いて回るということがそのまま南知多の自然を歩いて回るというような意味が含まれています。したがって、それについて、まちづくり等で検討されましたら、また町のほうでも取り上げていただけるようにしていただきたいと思えます。

それから、貝殻公園について、私有地については町として何か対策はあるのか。なかったら、どんな方法があるのか、御存じでしたらちょっと教えていただきたいです。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

先ほども申し上げました私有地とか、区の用地などを公園指定する制度、そういう実績もございませんが、現在の状況では、私有地等において、公園の整備や観光施設の設置など、地域から要望がある場合におきましては、地域観光協会や地域からの要望により、地主や地域の了解が得られましたら、観光振興に寄与すると認められれば、一部地元の負担もございしますが、町で整備をして、管理を地元区にお願いしているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

答弁は了解いたしましたので、最後の4 番についてお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問4のNPOとの協働をどう考え、どう位置づけていますか。今後どうするつもりですかについて答弁をさせていただきます。

NPO法人につきましては、地域・社会の実情を理解し、民の立場で行動すべき組織であると考えております。

また、ふだんから、行政の意向にかかわらず、必要とされる事業は独自で取り組み、行政に過度に依存しないためにも精神的に独立し、組織的に自立していることが必要であるとと考えております。

NPOと行政との協働につきましては、平成10年12月1日より施行されました特定非営利活動促進法に基づき、国、地方自治体で取り組みが始まっております。

住民ニーズの多様化に伴い、従来の公共サービスでは十分対応できなかった課題に対して、新たな公を担う存在としてNPOの社会貢献活動が期待されているところでございます。

本町におきましては、議員より紹介されました、愛知県が認証しております2つのNPO法人が環境保全やまちづくりなどの分野で活動されているところでございます。

本町がさまざまな行政課題に取り組む中で、NPOを初め、地域の各種団体・組織と行政課題に応じた連携が必要であります。

新たな公を担うパートナーとして、相互の自主性・主体性を尊重し、役割・責任分担をしながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力し、相乗効果を上げていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

町の考え方はよくわかりました。

今後、NPOが十分その責務を果たすためには、南知多町のいろんなまちづくりとの関係が非常に重要だと考えています。そういう点につきまして、またまちづくりの中でNPOがぜひ積極的に果たしてほしいと。現状では、NPOという団体について、役場、あるいは町民の間での理解はどの程度だとお考えでしょうか。もし足りないようでしたら、ある程度公を担った存在であるならば、そういう点を役場とか、それから町民に対

して何らかの働きかけはないものなんでしょうか。以上、お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

先ほども申し上げましたが、NPOは主体性を持って活動している組織でございますので、それらの活動について、町としては期待しているところでございます。

まちづくりにつきましては、地域の課題を解決するためにいろいろなことに取り組んでおっていただけていますので、情報提供といった観点で申し上げますと、積極的に情報提供していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

今後、NPOの団体が町と協働していくためには、今のお話のように主体性を持って町のほうにいろいろと働きかけをしていくということが大事だということがよくわかりましたので、そういう方面をもっとNPOの団体が町とみずから協働していく意思をどんどん伝えるようにしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

教育長より答弁の訂正を求める発言を許可いたします。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

失礼いたします。

先ほど石黒議員の再質問の中で、私、答弁をさせていただいたものにつきまして御訂正をお願いしたいと思います。

超過勤務時間の数字的なもの、先生が100時間以上何名というふうなことを申し上げましたが、超過勤務時間ということではございませんでした。学校に見える在校時間の調査でございましたので、勤務時間とは異なっております。おわびして訂正いたします。よろしくお願いいたします。済みませんでした。

○議長（榎戸陵友君）

以上で石黒正重君の一般質問を終了いたします。

次に、4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

議長のお許しをいただきましたので、中学校のあり方、そして町の津波防災対策について、2つ質問させていただきます。

最初に、中学校のあり方についてですけれども、今、少子化、人口減少と、子供たちの絶対数が大変減っている中、南知多町の教育環境は子供たちに満足できる学校生活を与えているのか。また、部活など、充実した時間を与えているのか。限られた集団の中で9年間、例えば小学校1年生から中学校3年生まで1クラスで同じ顔ぶれという中で過ごし、高校進学、就職と、次のステップに移ったとき、子供たちにストレスを与えていないかなどを考えると、町の学校教育計画は子供たちの将来に対して大変大きな役割を担っていると思います。

今こそ、学校教育のあり方を見直し、そして子供たちのためにどのような教育環境を整備したらよいのか、考えるときだと思います。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 現在の5つの中学校の各中学校の生徒数は何人か。また、20年前に比べて、生徒数はどのくらい減少しているか。

2. 5年後、10年後の全中学校予想生徒数は何人か。その予想人数から考えられる問題点はないか。

3. 町として目指す中学校のあり方について、平成24年6月の一般質問で見直しをすると回答しているが、進捗状況はどうか。

4. 5中学校を統合することについての課題は何か。

次に、2つ目の質問、町の津波防災対策についてに移らせていただきます。

南海トラフ巨大地震の防災対策に財政支援する特別措置法が11月22日に成立いたしました。この法律により、学校等の高台移転及び避難タワー建設、避難通路整備に対して、国から相当な支援を受けることができます。それを踏まえて、下記の質問をいたします。

1. 町としては、この法律に対してどのように考えるか。

2. 支援を受けるに当たり、国から津波避難対策特別強化地域の指定を受ける必要があるが、指定地域になった場合、観光業を初めとした地場産業に対して、どのような影響が考えられるか。

3. 津波警報が発令されたら、解除までの長時間を高齢者、乳幼児を含めた住民が1次避難場所に退避し、防災倉庫に保管されている器材で身の安全を守ることになります。しかし、一部の倉庫は津波被害を受ける場所にあり、緊急時に使用できない状態です。各地区の自主防災会が倉庫の設置場所について検討を行い、移動が必要となった場合、その費用などの支援を行うことは町としてできないか。

以上、再質問は自席にて行わせていただきます。

また、回答のほうは1、2ともに一括でお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の1から1の4までは関連がございます。一括して答弁させていただきます。

まず御質問の1-1、各中学校の現在の生徒数ですが、内海中学校153人、豊浜中学校129人、師崎中学校116人、篠島中学校60人、日間賀中学校69人、全5校の合計は527人です。20年前の平成5年度ですが、5校合計の生徒数は1,015人で488人の減少となり、約半分になったという状況でございます。

次に御質問1の2、将来予想の生徒数ですが、転入転出がないと仮定した上での見込み数を申し上げます。5年後の平成30年度は中学校5校で380人と見込まれ、今年度と比較して25%以上の減少となります。10年後の平成35年度は中学校5校で372人となり、減少傾向はやや抑えられますが、12年後の平成37年度には329人となり、全ての中学校で各学年1クラス、単学級になると見込まれます。

生徒数の減少による問題点でございますが、クラスがえができなくなり、人間関係が固定化・序列化されやすいこと、多様な考え方や価値観に触れる機会が少なくなること、体育祭、文化祭などの学校行事や音楽活動など、集団での教育活動に制約を受けやすくなるのが考えられます。また、部活動の選択の幅が狭まり、やりたい部活動がないという事態が頻繁に起こります。

さらに、教員配当数も減りますので、経験や教科の面で職員構成が偏ることも懸念されます。中学校では免許教科担任制をとっていますので、科目によっては免許を有する先生がおらず、非常勤講師などをお願いするしかないという状況にもなります。

経費面で考えますと、生徒1人あたりに要する経費が割高になるということがございます。施設維持管理や教育振興に係る費用が割高になる。言い換えれば費用対効果が低

い、効率的ではないということにつながりまして、教育への重点投資が難しくなると思われる。

なお、問題点のみ申し上げてきましたが、例えば子供たち一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導がしやすいこと、一人一人の活躍の場や経験の機会がふえることなど、逆に少人数の場合のメリットもございます。

次に御質問の1の3、見直しの進捗状況でございますが、教育委員会におきましては、平成18年2月に学校統廃合の基本構想を策定し、学校の配置について1中5小を目指して取り組んでまいりました。現在、推測も踏まえて、児童・生徒数の動向、統合のメリットとデメリット、部活動の意義と現状、防災上から見た学校配置の検討、そして他事例の調査・研究などを行いながら、よりよい教育環境整備と本町に合った統合の方法などを検討しているところでございます。

また、横の統合だけでなく、義務教育9年間全体を見通し、小中連携や小中一貫教育など、縦の統合を進めることにより一定の集団規模を確保し、教育効果を高めていくことも、一つの選択肢としてその可能性を研究しているところでございます。

次に御質問1の4、統合の課題につきましては、まず通学方法という課題がございます。徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関の利用など、通学の足をどのように確保するかという課題でございます。体調を崩した生徒などの登下校の問題もございます。離島の生徒への配慮も必要となります。

次に、既存の学校に統合する場合と新しく学校を建設する場合との比較検討も必要でございます。

既存の中学校の校舎等を利用する場合には経費的には安く抑えられますが、施設が手狭であり、教室の確保が難しい状況に加え、学校施設としての老朽化対策なども課題となります。また、新たに中学校を建築する場合には学校用地や財源の確保が大きな課題です。建築に備えて計画的に積み立てをする必要も生じるかと思えます。

また、よりよい学校にするためには保護者や地域とのつながりが必要不可欠です。新設中学校に対し、保護者や地域の皆さんが新しい学校に何を望むのか。地域と学校、行政が力を合わせて、新しい学校をつくるというような価値観の共有ができる状況にしていくことも課題であると思えます。

そのほかに、統合に付随した課題としましては、学校施設の跡地利用も課題となると思えます。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

今の答弁につきまして、少しお尋ねしたいと思います。

今現在ある5つの中学校にかかわる維持経費というのは、総額で、大体でいいですけど、教えていただければと思っています。

また、統合した場合に予想される維持経費も教えていただきたいと思っています。

○議長(榎戸陵友君)

教育長、大森君。

○教育長(大森宏隆君)

現在、5つの中学校の経費ということでございますが、今年度の当初予算の額で推測をさせていただきたいと思いますが、学校管理費としまして、光熱水費、浄化槽、エレベーター、そういったものの保守点検、学校の用務員さんの人件費など、また校舎の修繕料などで約6,000万円ぐらいだと思います。教育振興費としまして、教育用のコンピューターの借り上げ料、教育用の備品、図書、そういったもので3,500万円ぐらいではないかと。ほかにも学校医さんへの報償費、保健関係の検査機器の検査料、そういったものもでございます。学校保健費も加えまして、ざっとでございますが約1億円ぐらいではないかというふうに思っております。

また、統合した後の予想ということでございますけど、統合した場合は、例えば5つの学校が1つになるというふうになりますと、校舎の修繕料とか、光熱水費、学校管理費、そういったものが大幅に削減をできるというふうに思います。教育用の物品につきましては、例えば学校の教育用のコンピューターが今5校で150台ぐらいございますが、そういったものが1つの学校になれば、40台で済むとか、そういったもので経費が大幅に削減できる。また、学校用務員さんも1人で済むとか、削減できると思いますが、まずどのような統合になるのかということが確定してございませぬし、決まっておりますので、金額的に幾らぐらいになるかという予想につきましては、現在のところ、ちょっとわからないということで御勘弁いただきたいと思っています。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、1億円ほどの維持経費がかかっておりまして、統合した場合は、教育長のほうから、大幅な削減ができるというお話をお伺いしまして、その大幅削減した分を南知多町の子供たちの教育のために十分活用できる金額ができると、そういうふうに、私、思っております。子供たちに日本で一番すばらしい教育環境を与えてあげるのが、今、私たちの使命じゃないかなと思っております。ぜひともそういう形で進めてもらいたい。削減した分は子供たちの教育環境に使っていただきたいと願っております。いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

経費が節減できた分につきまして、予算につきましてはぜひ教育委員会としましても教育分野に配分していただきたいというふうに思っております。議員さんのおっしゃられるように、すばらしい教育環境整備が目指せるよう、私どもも御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

もし統合するならば、計画から実施までの準備期間というのは、どれぐらい年数がかかるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

年数のことですが、絶対ということではなくて、私の予想ということで御回答させていただきたいと思います。

まず財源確保という問題もございますので、私の申し上げるとおりにはならないかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

手順としまして、まず構想案を作成いたします。それに基づきまして、保護者、生徒、

町民の皆様のお意見をいただき、統合に御理解をいただく。そして御意見等をいただいた中で、それを反映していくような実施計画をつくっていくということでございまして、そういった期間が必要となるかと思っております。最短でも1年、もう少しかかるかなど。御理解が得られなければ、当然長くなっていくかもしれません。

次に、関係法令、そういったものの事前協議とか、許認可手続にも時間を要するかと思っております。

また、新設の学校をつくるというふうに仮定をいたしますと、用地交渉とか用地買収、そういったものが重要なポイントでございまして、相当な期間が必要でないかというふうに思っております。

さらに測量とか、土地造成とか、そういったことも必要でございまして。また、学校建築ということにつきましては、たくさんの施設をつくらないといけません。校舎、体育館、プール、運動場、そういったものをたくさんつくらなければいけないということで、2年ぐらいは恐らくかかるだろうというふうに思っております。

最後に、教育用のコンピュータとか、図書館用のコンピューター、図書の蔵書とか、学校が開設する準備を行うわけでございまして、相当な時間がかかるというふうに思っております。アバウトでございしますが、最短でも五、六年ぐらいはかかるだろうというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。以上でございまして。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、教育長の答弁の中で、最短でも五、六年かかる。ということは、五、六年は今の教育環境で、子供たちにいていただかなくてはいけない。ということであると思っております。

一刻も、やっぱり早い判断が必要でないかと思っております。今、いろんなことが多様化、課題でもありましたけれども、いろんな問題がたくさんあると思うんですけども、全てを満足させることも必要かもしれないですけども、一歩前に早く進み出すことが今一番重要じゃないかと考えています。そのことにつきまして、町長はどのようなお考えでしょうか。もしよろしければ町長お願いいたします。

○町長（石黒和彦君）

先ほど教育長が答弁させていただきましたとおりでございまして。積極的に取り組んで

まいりたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

どうもありがとうございました。

次の2番目の答弁のほうにお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

大きな質問の2、町の津波防災対策につきまして、質問2の1、2の2、2の3を一括して答弁をさせていただきます。

まず、御質問2の1、この法律に対してどのように考えるかにつきまして答弁をさせていただきます。

この特別措置法案につきましては、早くから成立に注目をしていた法律案でございます。法律案が11月29日に公布され、正式に法律となりましたので、今後は法律の定める特別強化地域の指定を受けることにより、現在計画している事業や新たに計画することとなる防災・減災対策事業に対してのさらなる財政支援を期待できるものと考えております。

なお、今後はいち早く国の動向や制度の詳細について情報収集し、本制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、御質問2の2でございます。強化地域の指定地域となった場合、どのような影響が考えられるかにつきまして答弁させていただきます。

御承知のとおり、本年5月の愛知県による東海・東南海・南海地震等被害予測調査の公表の際、本町について極めて厳しい被害想定が各報道で大きく扱われ、本町に対しての津波のイメージが町外の観光客の皆さんへ伝わっているものと考えられます。

特別措置法の支援を受ける場合、津波避難対策特別強化地域として指定されることは、津波の影響が大変大きい地域であると人々に印象を与えられると思われれます。そのことにより、観光業を初めとした地場産業に対して影響は少なからずあると想定されますが、安全・安心なまちづくりは進めていかなければなりませんので、国の支援が多く望める特

別措置法の津波避難対策特別強化地域の指定を受ける方向で検討してまいります。

次に、御質問2の3でございます。防災倉庫の移動に係る費用への支援につきまして答弁させていただきます。

現在、かなり予定よりおくれています。愛知県により津波浸水域を含めた東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果が公表される予定でございます。

また、町においては、本年度から来年度にかけ、町民や観光客等が安全に避難できるよう、津波1次避難場所への危険箇所や障害となるものなどを把握する地震・津波等災害危険度判定調査を進めております。その結果により、今後の避難路や防災関連施設の見直しが必要となると考えております。自主防災会の防災倉庫についても、低地で移動が必要と判断された場合は前向きに対応したいと考えております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

どうもありがとうございました。

今の部長のお話の中で津波の恐怖という話があったんですけども、観光客とか、町外の人を持っているイメージを取り除くためにどのようなことをお考えですか。もしお考えがありましたら、教えていただきたいんですけども。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

海に囲まれた南知多町でございます。当然観光客の方々は、海を見れば津波というイメージが湧かれるかと思っておりますけれども、津波につきましては、まず逃げるとい部分が一番大切でございます。逃げる場合でも、とにかく高いところへ避難するというのが一番の行動かと思っております。特に観光客に対しましては、ことし7月に内海の海水浴場で行いましたような観光客に向けた避難、そういったものを実施しております。また、地元の観光協会だとか、自主防災会等と協力をして、そういった避難訓練等が多々できればいいかと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

私もやっぱり、今部長言われたような安全に避難できる、地域全体で、観光客も安全に避難できる、そういう避難訓練等も必要だと思っております。ぜひとも町としてもそれを推し進めていただければと思っております。

また、避難施設に関してなんですけれども、やっぱり行政としては、異なるもの同士をコラボして一つの有益なものにするというのも一つの使命だと思っております。そのためにも、災害時のみ活用する避難施設ではなくて、日ごろは展望台とか、公園、広場など、平時にも活用できる、そういう新しい形の避難施設をつくっていただきまして、そうすれば、緊急時においても町民も観光客の人もそこに行きやすいと思われれます。今のあるような避難通路、避難場所ですと、本当に迷路みたいな複雑なところを通っていかなくちゃいけないところもあります。ぜひともみんなが日ごろから活用できるような避難施設、避難通路をつくっていただきたいと思っております。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

災害時の施設につきましては、災害時のみしか使えない施設ではなく、議員がおっしゃるような形での平常時にも当然住民の方、観光客の方が使えるような施設が一番重要かと考えております。特に施設につきましては、当然維持管理費もかかるという部分もあろうかと思っております。そういった維持管理費につきましても、民間の活力を利用するだとか、そういったことも考えながら、防災施設を考えていきたいと考えております。以上です。

（4 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ぜひとも地元住民、住んでいる人たちの意見も十分に聞いていただきまして、そういうことも反映した避難設備、避難施設等、これからも積極的に推し進めていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 11時51分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

ただいま議長からお許しが出ましたので、これより一般質問させていただきます。

1つ目の質問です。南知多町の学校の未来について。

去る11月6日に、南知多町議会は行政視察として、大阪府にあります門真はすはな中学校の施設見学をしてきました。

この中学校は、諸般の理由により2つの中学校を統合し、別に新しい中学校を新設した学校であり、生徒数は全校で533人で、学級数は14クラスあります。

学校の特徴としまして、1. 災害時に学校施設を避難場所として指定されていることから、マンホールトイレやかまどベンチなどが設置されており、2. 環境への配慮として、ウインドキャナルやウインドチューブと名づけられた自然通風換気システムが採用され、建物内に風を取り入れることができます。また、施設の維持管理に民間業者も入っています。非常に近代的だなあと感じました。

そこで質問です。

1. 南知多町も門真市と同じように近年少子化が進み、急激に児童・生徒数が減少していますが、小学校、中学校の規模として、それぞれどのくらいが適正規模だとお考えでしょうか。

2. 平成18年2月に策定された学校統廃合の基本構想の中で1中学校・5小学校を掲げられており、これに対する過去の議会答弁でこの1中学校・5小学校の基本構想の見直しを検討するということでしたが、現在までどのような検討がされていますでしょうか。

3. 過去に豊丘小学校や山海小学校が統廃合されましたが、その跡地利用の状況と維

持管理費がどのくらいなのか、教えてください。

2つ目の質問です。住みなれた地域で安心して暮らすために。

誰もが高齢になっても、障害を持っていても、住みなれた地域で末永くいつまでも安心してそこに住み続けたいと思っています。高齢化の進展に伴い、認知症やひとり暮らしの高齢者がふえつつある中で、地域密着型サービスは、介護や支援が必要になっても、できる限り住みなれた地域で生活していけるよう、平成18年4月に新しくつくられました。制度というのは、必要だからつくられるのだと思います。南知多町は特に高齢化率が著しいです。また、障害を持ちながらも頑張っておられる方々がたくさん見えます。ですから、各地域の中に地域密着型サービスの推進を私はもっとしていかないといけないと思っています。

そこで質問です。

1. 現在の南知多町の地域密着型サービスの各地域の進捗状況はどうなっていますか。
2. 地域密着型サービスの中で小規模多機能型施設の政策の考え方は、住みなれた地域で、特に在宅での安心した暮らしを支える上ですぐれていると思います。高齢者だけではなく、障害をお持ちの方を支援する上でも推進していくとよいと考えますが、町のほうのお考えはいかがでしょうか。
3. 各地域での地域密着型サービスの推進に当たり、当然やってくれる民間事業者があって成り立つことであり、かつ行政との協力は必要不可欠と思われるが、どのようにされるお考えがありますか。

以上で壇上からの質問を終わります。

再質問は自席に戻ってから質問させていただきます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の1につきまして答弁させていただきます。

小・中学校の適正規模につきましては、学校教育法施行規則に12学級以上18学級以下を標準とするとされておりますが、ただし書きにおきまして、地域の実態、その他により、特別の事情のあるときはこの限りではないともされており、地域の実情などに則し、小規模校のメリットを生かした教育活動に取り組んでいくこともできる規定になっております。

児童・生徒が行きたくなる魅力のある学校にしていく必要があります。私としては、特に中学校の場合、子供たちのためにはある一定の教員数を確保し、教育効果を高めたいと思いますし、部活動の選択の幅を広げたいという思いもありますので、1学年2学級、できれば3学級くらいの編制ができる規模が望ましいと考えています。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございました。

私のほうも、まだ小学校に行っている子供、3番目の子がいますので、本当に行きたくなるような魅力のある学校づくりをお願いしたいと思います。

小さい1、2は関連がありますので、2番のほうの答弁が終わってから再質問させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の2でございますが、検討してきた状況ということで、昨年7月、教育委員に私と女性教育委員が入りましたので、今までの統廃合の経過を振り返りました。そして、小規模校のメリット・デメリットを整理し、教育委員会の間で認識の統一を図ってきました。

児童・生徒数の見込み、部活動の現状と課題、小中連携、小中一貫教育の可能性、他の統合事例の調査研究や視察研修などを実施し、協議を続けているところです。

なお、視察研修につきましては、今年度、県内の豊田市立藤岡南中学校と大口町立大口中学校を教育委員と事務局職員で訪問させていただき、現地にて、新しい校舎、施設、設備、利用状況などを視察してまいりました。

学校統廃合はとりあえずやってみるというものではなく、実現性や持続性の低いものとならないよう十分に検討する必要があります、時間を要しておりますが、中学校統合の是非を含め、本町に合った統合につきまして検討を続けている状況でございますので、御理解くださるようお願いいたします。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

今の大森教育長の答弁を聞いて、統廃合について、前向きに町としては考えていると
考えてよろしいでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

はい。教育委員会としまして、1中・5小という配置計画を掲げております。検証し
ておりますけど、統合について前向きに検討しておる状況でございます。よろしくお願
いします。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございました。

統廃合に前向きな考えであるということでありましたけれども、そこで、もし南知多
町も大阪府の門真はすはな中学のような新しい中学校を新設するようなお考えはありま
すか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

統合の検討の中には、基本施設を生かしたままという方法と、新しい学校を建築する
という方法があると思います。当然新しい学校を建設するということにも力を入れて
検討しておる状況でございますし、そのような取り組みをしております。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

仮に新設を考えているとするならば、予定している用地はありますか。また、その場

合に、まだわからないのかもしれませんが、新設する場合は、学校の建設費、用地取得費など、負担割合として国・県・町として決まっていますか。教えていただけるところまででいいので教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

まず用地があるかということでございますが、用地はこれから探していくという状況でございますし、そういったところが先走ってしまいますと、いろいろ取得等にも支障が出てくると思いますので、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

また、建設する場合の費用でございますけど、どのような学校をつくるかということで決まってくるかと思いますが、費用的なものにつきましても、現在、数十億円だろうというような回答しかできません。

また、建設費の割合でございますけど、今後、新築する場合は、改築するということですが、そういった場合につきましては、どのような補助金メニューがあるか、そういったものを検討していく必要がございます。一般的には学校の建築につきましては国費で2分の1というものがございます。その他、施設によっていろいろかと思っておりますので、今後メニューをしっかりと見ながら、また国のほうの状況もいろいろ変わっていくかと思っておりますので、そこら辺も視野に入れまして、事業費のほうも検討していく必要があるというふうに考えております。よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございました。

事前に住民説明会を開いて、住民の皆様の意見や希望をよく聞いて進めてもらいたいと思います。

なお、もし新設にしても、改築にしても、する場合は、住民の皆さんの意見を聞くのはもちろんですが、子供たちの意見や要望も聞いて進めていただければ、子供たちのモチベーションも上がりますし、意欲的に学べるようになるのではないかと私は思っています。

また、新築、改築するとしても、そういうふうに要望を聞いてさしあげることで、建物を大事にしたり、誇りを持って学校生活を有意義に送れると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の質問をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の3、利用の状況でございますが、まず旧豊丘小学校、現豊丘むくろじ会館につきましては、グラウンド、体育館、会議室、図書閲覧室として利用されています。グラウンドは自由広場として開放し、毎週土曜日・日曜日の午前中は陸上の豊丘ACが練習をしています。体育館は豊丘卓球クラブが週2回、バレーボールクラブも週2回利用しています。会議室は、会議以外に選挙や特定健診に使われています。図書閲覧室は地元の子供が利用しています。平成24年度の延べ利用者数は、グラウンドが1,918人、体育館1,758人、会議室793人となっています。また、平成26年度からは、校舎1階部分に児童発達支援事業、子育て支援センター、保育士等の職員室が入る予定となっています。

次に、旧山海小学校、現山海ふれあい会館につきましては、グラウンド、体育館、会議室、ミニ図書室として利用されています。グラウンドは自由広場として開放し、グラウンドゴルフクラブが週4回定期的に利用しています。また、定期ではございませんが、土・日曜日には少年サッカークラブが利用することもあります。体育館はふれあい健康太極拳が週1回利用しています。会議室は、内海山海地区まちづくり協議会きずなの会防災部会が月1回利用し、選挙にも使われます。ミニ図書室では月1回山海サロンが開かれています。また、地元区長会、きずなの会、観光協会山海支部の事務室があり、3者が共同で利用しています。平成24年度の延べ利用者数は、グラウンド3,664人、体育館1,156人、会議室2,087人となっています。

なお、維持管理費につきましては、管理人の賃金、会館の修繕費、電気代、水道料、電話料、浄化槽及び防火設備の保守点検、庭木管理やグラウンド草刈り手数料などございまして、平成25年度予算では、豊丘むくろじ会館が312万1,000円、山海ふれあい会館が310万円となっています。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございました。

たくさん利用されているような状況だと思いますが、今以上にもっと効果的に、住民の方々がもっと喜ぶような利便性のあるサービスにするために、町としてどのようにしていく工夫やお考えがありますか。よろしくをお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

もっと効果的にということでございます。例えば今やっております社会教育的な、生涯学習的な教室、そういったものもできるだけ使えるようにしていければいいかなと思っております。また、5月にはクレマチス展とか、そういった展覧会もやっておりますので、そういったものも少しずついろんな団体に声をかけて、やっていければというふうに思っております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

やはりせっかく残った建物ですので、建物が活かされますように、また住民の方々が利便性を持って、喜ぶサービスとしていきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問、よろしくお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問2、住みなれた地域で安心して暮らすための件でございます。

御質問2の1から3までは関連がございますので、一括で答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

まず御質問2の1の現在の南知多町の地域密着型サービスの各地域の進捗状況につき

ましてでございます。

介護保険法第117条に市町村介護保険事業計画の策定が義務づけられております。その内容といたしましては、日常生活圏域ごとに介護保険サービスの種類ごとの見込みを定めるものと規定されております。

本町の現在の状況につきましては、高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画で公表しております。計画では日常生活圏域を1カ所と設定し、介護保険サービスの見込み量をサービスごとに記載しております。施設サービス、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におきましては、サービス見込み量に対しまして、おおむね施設は充足されているものと考えております。

次に、御質問2の2の小規模多機能型施設の町の考え方につきましてでございます。

介護保険制度における小規模多機能型居宅介護とは、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するために、平成18年4月に創設された制度でございます。

議員がおっしゃられますように、小規模多機能型施設の政策は本町にとりましても大変ありがたく、重要な政策であると考えておまして、特に篠島、日間賀島の両島に適した介護サービスであると考え、事業者の両島への参入を働きかけているものでございます。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正が実施され、地域において生活介護が提供されていない障害者や障害児に対して、小規模多機能型事業所が通いサービスなどを提供することができることとなりました。障害者の居宅介護サービス事業所の少ない本町にとりましては大変ありがたく、有効な政策であると考えております。

障害者の方が地域で生活していくには、障害者総合支援法における居宅介護等の在宅で利用できる障害福祉サービス等の支援が必要でございます。

なお、サービス利用につきましては、知多南部相談支援センター初め、役場福祉課窓口で相談を受けております。

町といたしましては、相談内容により障害者の方に適した障害福祉サービスの支援を積極的に活用していただけますよう、相談、情報提供の充実に努めてまいります。また、

障害者の方や家族の方が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、最後の御質問2の3でございます。地域密着型サービス事業者と町行政との協力につきましてでございます。

地域密着型サービスに限らず、介護保険サービスを運営される事業者との連携協力は不可欠でございます。介護サービス事業者相互、並びに町行政との連携を図る地域包括ケア会議を毎月実施しており、介護サービス事業従事者の資質の向上と介護技術の研さんを目的とした2市4町（半田、常滑、阿久比、武豊、美浜、南知多町）の合同の研修会を毎年6回、本町単独でも現任介護職員研修を年2回開催するなど、サービス事業者の振興に努めております。

また、地域密着型サービスに限れば、地域密着型サービス運営委員会を設置し、被保険者、利用者、事業者、学識経験者などから、地域密着型サービス運営に必要な事項のさまざまな意見をいただき、行政サービスに反映しております。また、地域密着型サービス事業者が2月に1回開催する運営推進会議には行政として出席し、事業者、地域との連携と調整に努めておるものでございます。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

地域密着型サービス、中でも小規模多機能型居宅介護、町としても前向きに重要な施策というお考えだということがよくわかりました。ありがとうございます。

ただ、現実に南知多町はまだ小規模多機能型施設ありませんし、24時間の巡回型の定期巡回サービスもまだありません。先ほど充実しているというお答えがあったんですが、私としてはまだおけているという認識であるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

先ほど申し上げましたが、小規模多機能型につきましては、まだ施設がないのが現状でございます。両島、特に日間賀、篠島におきましてはそういう施設が大変重要だと考えておきまして、答弁をさせていただいたとおり、私どもで事業者に推進をしている状

況でございます。

また、24時間の訪問介護につきましては、やはりこれもないのが現状でございます。先ほど答弁の中で充実しているというのは、共同生活介護とか、地域密着型の生活介護におけるサービスでございます。確かに24時間の訪問介護はないのが現状でございます。できれば必要なわけでございます。よろしくお願いいたします。

(2 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2 番、福田君。

○2 番（福田千恵子君）

ありがとうございます。よく理解できました。

ことしに入って、民間の日本在宅介護協会の講演会の中でも、厚生労働省老健局振興課長も地域包括ケアシステムのかなめは24時間対応の定期巡回サービスと小規模多機能型居宅介護を上げておられましたので、ぜひ南知多町のほうも御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、3のほうでの支援の内容なんですが、もう少し具体的なお考えはないでしょうか。例えば民間事業者が小規模多機能施設を新設するに当たり、町のほうとして何か補助、また運営費、そういったお考えは具体的に今上がっているでしょうか。お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

町の地域密着の協力につきましては、その事業者と地域との間に入る行政、それから家族との間に入る行政という意味での地域の協力、事業者との協力をしております。福田議員がおっしゃるような補助、運営費、建設費につきましては、あくまでも民間の競争力のアップもでございます。町としては両島での推進を図っておるわけですが、今のところ補助をするという段階にはまだ至っていないのが現状でございます。以上でございます。

(2 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2 番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

介護を取り巻く業界、課題が山積みなんですね。地域包括システムや持続可能な制度の構築はもちろん、そして何より介護する担い手であります人材の確保と定着が私は一番の課題だと思っております。その中で、運営費、もちろん建設に当たり、どうしても新設になると、それを民間業者が背負うことになれば、当然ながら借金して返済することになります。そうすると、どうしても人件費のほうにはね返ってしまうのが現実でありますのでその辺、町としても、本当に地域密着型サービス、小規模多機能型介護施設が必要で、ありがたいとお思っているのであれば、ぜひ前向きにその辺の補助に関しても応援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議員おっしゃるとおり、介護に携わる人材不足は深刻なものがございまして、南知多町は半島の先、ましてや両島もあるということで、非常に介護に係る人材の不足に苦慮しておるところでございます。この人材の確保につきましては、私ども行政だけではなく、業者の方も御苦勞なされておられるかとは思ひますが、私ども行政もできる限り協力させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、建設補助につきましては、具体的にまだ小規模多機能型のものが事業者のほうから相談というものもございませぬ。それにつきましては、私ども、前向きにということではなくて、先ほど申しましたように、民間事業者との協力は、やはりこれもそれぞれの事業でございませぬ。町がこれに限って補助という考えは今のところ、前向きに考えることは考えておりませぬ。大変申しわけないです。よろしくお願ひします。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

町のほうは現時点では考えておられないということでしたので、ただ、今後において町の課題として、ぜひ取り上げていただきたいなと思ひます。

各地域の中で、やはり障害をお持ちの方も高齢者の方も笑顔でいられますように、ど

うやったらお世話する担い手側も介護を受ける側も笑顔で幸せになるかということの前向きに一緒に考えていただけたらと思っております。

また、地域密着サービスの推進に取り組んでいただけたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

以上で福田千恵子君の一般質問を終了いたします。

次に、11番、榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

議長の許可を得ましたので、朗読により、壇上にて一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

質問事項の第1番に、津波避難タワーの建設について、よろしくお願いいたします。

朗読させていただきます。

防災・減災等に資する国土強靱化基本法に関するニュースをたびたび耳にしますが、その中で、国の補助事業としてさまざまなものが検討されており、国からの補助率は、今までは2分の1ですが、今後3分の2の補助率になる予定であると聞いております。

また、本町は、観光や漁業等で海岸付近に生活や仕事の間を置く町民も多く、東海・東南海地震等と連動して発生することが懸念される津波から迅速かつ安全に避難するための施設は必要不可欠であると考え、以下の質問をいたします。

1番に、町民の生命を守るため、これらの補助金を活用し、津波避難タワーの建設を検討してはどうか。

2番に、本町で津波避難タワーが必要だと想定される場所は、海水浴場等、観光客が多く訪れる場所であると思うので、観光施設を兼ねた津波避難タワーを建設することはできないか。

2番目に、安全な避難路等の確保についてであります。

東日本大震災以降、津波に対して、施設の整備もさることながら、住民それぞれが自主的に避難行動をとることが重要であると言われております。

その参考となるものとして、町の防災安全課が津波避難防災マップを作成し、配布を行ったが、そこに示された1次避難場所へ向かうための道路が寸断される可能性があれば住民は安心して避難行動をとることはできない。

そこで、以下の質問をいたします。

1 番に、内海橋は愛知県が管理する施設であるが、橋自体の設置から相当の年数が経過しており、耐震性に不安を感じる。その耐震性については、どこまで把握しているか。

2 番に、内海西の交差点から、昨年開通しました都市計画道路河和内海線の間については災害時の緊急輸送路となっており、以前より道路拡幅の計画があるが、具体的なスケジュールを町として把握をしているか。

3 番に、1 と 2 で質問した場所について、町から愛知県に対し整備の要望をしているか。

4 番目に、内海の千鳥ヶ浜護岸工事について、愛知県が調査をし、その結果の説明があると聞いていたが、町は説明を聞いていますか。また、説明を受けているのであれば、町民への説明はどのように行うのか。

3 番目に入ります。小・中学校体育館等の施設の利用について。

南知多町内の小・中学校の体育館及びグラウンドについては、教育委員会が指定した施設に限り町民等の使用を許可しており、各地域のスポーツクラブ等が有効に活用しております。その利用について、以下の質問をいたします。

1 番に、学校施設で町民が使用できる施設は幾つあるか。

2 番目に、学校施設を使用する際の条件はあるのか。

3 番目に、学校施設の使用料は申請者によって違うのか。

4 番目に、町内のチームが町外のチームを呼んで試合等をする場合、町外のチームも使用料を支払うのか。

以上、3 点について、明確な答弁を要望いたします。

なお、答弁の内容によりましては自席にて再質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問 1 の 1、1 の 2、津波避難タワーの建設につきまして関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

いわゆる国土強靱化基本法は、国会において12月4日に可決、成立をいたしました。御指摘のとおり、本町としては、補助制度を活用した財源確保は必須条件と考えており

ます。現在、町においては、計画的かつ効果的な防災施設等の整備や対策が図られるよう、津波避難対策を中心とした地震・津波等災害危険度判定調査を進めております。その調査は、愛知県の東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果も含め、町民や観光客が現在の津波1次避難場所へ避難した場合の課題や危険性などを検証していくもので、この調査の中で津波避難タワーの必要性や効果について、しっかり検討してまいりたいと考えております。

また、議員が言われる避難タワーにつきましては、単純に避難するだけのタワーではなく、民間活力を利用した、タワーの上部に観光の活性化につながるような施設ができることも含めて検討する必要があると考えております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

榎本君。

○11番（榎本芳三君）

大変前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

これに早急に前向きで進めていただきたいと思います。せっかく国土強靱化といういい言葉を国が発信しておりますので、しっかりと取り組んでください。

1番目はそれですが、2番目の内海橋の件ですが、内海橋というのは……。

○議長（榎戸陵友君）

榎本議員、まだそこは答弁していません。とりあえず、まだ1番のみです。

○11番（榎本芳三君）

3番まで、とりあえず関連してお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

榎本議員の質問の1番はこれで終わっていいですか。

(「はい」と11番議員の声あり)

じゃあ、2番のほうの答弁をお願いします。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

質問2の安全な避難路等の確保について、御質問の2の1、2の2、2の3は関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。

まず2の1、内海橋の耐震性について、町はどこまで把握しているかにつきましてで

ございます。

内海橋につきましては昭和33年に建設され、管理者である県は、供用開始から年数が経過していることから、平成17年度、平成18年度に老朽化対策として車両の大型化に伴う交通荷重に耐えられるよう補強、補修を行っております。

加えて、国土交通省から平成17年6月27日付で通知された緊急輸送道路の橋梁耐震補強3カ年プログラムの考えに基づく第2次あいち地震対策アクションプランにより、平成19年度に耐震対策として上部工の落橋防止対策を実施しており、現在の基準に対する地震対策は満たしております。

次に、2の2の内海西の交差点から昨年開通した都市計画道路河和内海線の間についての道路拡幅の計画のスケジュールでございます。

町が把握しているスケジュールとしましては、昨年開通した都市計画道路河和内海線と国道247号との交差点の東側について、交差点改良事業により進めていく予定であると県から聞いております。

続いて、2の3でございます。愛知県に対して要望をしているかということでございます。

町から愛知県に対しては、本年7月に重点要望事項として要望をしております。

以上で答弁を終わります。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

大変前向きなしっかりした計画をしていただいております。ありがとうございます。

次に、4番に移ってください。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続きまして、2の4でございます。内海の千鳥ヶ浜の護岸工事につきまして、愛知県が調査をいたしました。町は説明を聞いているのかということ。それから、住民への説明をとということでございます。

内海港の護岸につきまして、平成24年度に愛知県が老朽化状況等を把握するために機

能点検調査を実施いたしております。その結果、千鳥ヶ浜地区において、ひび割れ等により施設の性能低下が生じているため、一部10年以内に補修工事に着手しなければならない要対策箇所が確認をされております。

町としましては、今後、その点検結果を踏まえまして対策工法を検討し、施設の修復を進めてまいりたいと考えております。また、住民への説明につきましても検討していきますので、よろしく願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

点検の結果は、今説明を聞きましたけれども、これは今のお話ですと10年ぐらいかかるという話ですが、この護岸は昭和36年にできた護岸なので、そんな10年も待てないうちに、台風だ、地震だ、津波が来たら、南知多町で一番もろい護岸だと思っております。これを早急に修復なり、工事のやりかえをしていただかないと、内海中が湖になっちゃってもよろしいのか。建設経済部長、どういう考えなのか、ちょっと教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

ただいま答弁させていただきましたのは、10年かかるということではなくて、10年以内に、数カ所ですが、修理しなければいけないところが調査でわかったということでございますので、修復の作業、それから計画についてはすぐ取り組んでいく予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

早急に取りかかっていただくようお願いをいたします。

今の交差点、247号線、バイパスの取り付け道路ですが、あそこは非常に道路が低いので、その工事をやる時には水害に強い道路にさせていただきたい。水がつからないような道路を……。

○議長（榎戸陵友君）

榎本議員、今、4番が終わりましたので、1、2、3はちょっと遠慮していただきたいんですけども。

○11番（榎本芳三君）

わかりました。今度、大きい3番に移ってください。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

希望答弁者を町長、副町長、担当部課長とされておりますが、教育長の私が答弁させていただきます。

なお、御質問の3番につきまして関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

まず、学校施設で町民が利用できる施設の数でございますが、小学校6校、中学校5校、全ての小・中学校11校の体育館とグラウンドを利用することができます。

次に御質問3の2、利用の条件につきましては、構成員が10名以上で、南知多町教育委員会にクラブ登録をされている町内の団体に限らせていただいております。現在、学校開放を利用されているチームは、体育館40チーム、グラウンド17チームでございます。

また、学校利用との調整や適切な維持管理のために利用される学校の許可を必要としています。なお、週の同じ曜日、同じ時間で利用していただくことを原則としていますが、あいている曜日があれば変更も可能でございます。

次に御質問3の3、申請者による使用料の差でございますが、利用団体のうち、中学生以下の子供たち、また60歳以上の方で構成されている団体につきましては使用料を半額に減免しております。

最後に、御質問3の4でございますが、学校開放事業の中で、申請団体が町外のチームを呼んで親善試合や合同練習をする場合におきましても練習の一環でございますので、特に通常と変わりございません。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

4番の町内のチームは同じ料金でしょうか。町外と町内のチームとは料金が同一か、ちょっと聞きたいです。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

同じ料金かということですが、今、学校開放事業、学校の施設を使うということに限って答弁をさせていただきました。学校の施設は、そもそもスポーツ団体の登録をさせていただいておる町内のチームだけが使えると。申請していただくということでございますので、そういう決めになっておりますので、同じ料金かと言われても、どうかなということがあります。実際には、申請者、町内のクラブの方が申請していただいて、料金を支払っていただくということでございまして、町外のチームだけが利用するという規定にはなってございません。学校の施設についてはそのような状況でございます。

なお、ほかに学校の施設以外の町のスポーツ施設、そういったものにつきましては町外の方も使えるようになっておりますし、料金も同一のような設定になっております。よろしく申し上げます。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

それじゃあ、町民グラウンドなんかも同一料金になっておることによろしいですね。

○議長（榎戸陵友君）

社会教育課長、石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

町外の方が使われる場合、郡内5市5町の場合は南知多町の登録団体と同じ料金でございますが、それ以外の地域になりますと、使用料金が倍ということで使用を許可しております。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

もう1点、ちょっとお聞きしたいんですが、ことしの9月1日に派遣のバスで他流試合か、試合があったときに、2日に新学期が始まるのに、その夕方まで試合をしてみえたと、そういう情報も入ったんですが、よその市町村の生徒はともかく、そういう場合、当南知多町の場合は、新学期が始まるのに、その日の夕方まで生徒が他県へ行って試合をやるということは……。

○議長（榎戸陵友君）

榎本議員、発言は通告外にわたらないように留意をしてください。

○11番（榎本芳三君）

使用料の中でもいかんですか。教育課にちょっとお願いなんですが、南知多町もそういう例があったかないか。あった場合は、許可を誰がするのか。その1点だけ、ちょっと簡単でええんだが、説明をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

済みません。できません。後でまた聞いてください。

（11番議員挙手）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

じゃあ、後でまたわかり次第、個人的に教えていただけるとありがたいかなと思って
います。お願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

以上で榎本芳三君の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は2時5分からです。

〔 休憩 13時52分 〕

〔 再開 14時03分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、吉原一治君。

○7番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1. 災害に強い漁業地域づくりについて。

海に囲まれた本町は古くから海とかかわりながら発展してきました。今もこの町の産業は、漁業や、そこでとれる水産物と深くかかわっています。そして、これからもこの町の人々の暮らしも産業も海と切り離して考えることはできません。

こういうこの町にとって、漁港を初めとした港湾は、道路や公共施設と並ぶ非常に重要な意味を持つ施設です。今、海に面した我が町の緊急の課題は巨大地震への備えです。心配される南海トラフ巨大地震の被害予測で示された本町の犠牲者数は2,300人、総人口の10%を超える衝撃的な数字です。

本町の産業の根幹をなす漁業を守り、港の安全性を高めて、地震や津波に備えていかなければなりません。東日本大震災以降、東北地方における被災の実態と復興の過程を教訓として、そこから学ぶことが必要です。

水産庁では、平成18年に作成した災害に強い漁業地域づくりガイドラインを昨年改定しました。県下最大の漁業拠点を持つ本町も、東日本大震災の教訓を生かしていかなければなりません。

そこで、以下の質問をします。

漁港の防波堤や防潮堤の耐震性について。

港湾に設置された防波堤は、津波の際には港内の施設を守るため大きな効果を持ちますが、これが倒壊すると、長期間にわたって湾を封鎖し、震災後の漁業の再開や本町産業の復興の障害となります。離島においては交通の手段を失うことにもなります。防波堤の耐震性は確保されていますか。また、集落を守る防潮堤についてもその耐震性は確保されていますか。

2番、漁港地域内の就労者、来訪者の安全確保について。

漁港は、漁業という特色を持つ本町と都市や山間部の人々との交流の場ともなっています。豊浜の漁港にも水産物の販売施設があり、多くの観光客が訪れています。子供たちの見学者もふえています。これら来訪者や、そこで働く人たちの避難誘導や訓練については十分な対策が行われていますか。また、避難施設の収容者数や安全性は確保されていますか。

3番、被災時の漁業、水産加工業の事業継続について。

災害後の住民生活の安定のためには、職場となる産業の復興が必要不可欠です。本町の産業復興のためには、さまざまな産業と深くかかわる漁業の復興が必要であります。震災による漁業への被害を最小限に食いとめる対策は考えていますか。また、被災後、一刻も早く漁業を再開するための対策は考えていますか。

再質問は自席にて各項目ごとに行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、災害に強い漁業地域づくりについて、御質問の1の1、1の2、1の3、関連がございますので、一括答弁をさせていただきますが、1の1と1の3については私から、1の2は総務部長より答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず1の1、防波堤の耐震性、それと集落を守る防潮堤の耐震性の確保についてでございます。

防波堤につきましては、水産庁のガイドラインに基づき、主要な防波堤について、今年度から防波堤の耐震・耐津波診断を実施しているところでございます。その結果により、必要な対策を順次実施する予定でございます。

また、防潮堤につきましては、樋門、陸閘はおおむね耐震化されておりますが、堤防本体については耐震・耐津波診断を実施していないため、今後県と協議し、必要に応じて対策を検討していきたいと考えております。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の2、豊浜漁港の水産物販売施設の避難誘導、訓練や避難施設につきまして答弁をさせていただきます。

豊浜漁港を例にとりますと、観光客の皆様には周知するため、水産物の販売施設であるさかな広場の駐車場内に、昨年度、津波1次避難場所を示す大型津波避難指示案内板を設置いたしました。緊急時の避難に対しては、現在整備を進めております同報系デジタル防災行政無線や津波・高潮防災ステーションからの情報を電光表示板やスピーカーによる広報伝達をしております。

また、さかな広場の事業所としては、年1回以上の防災訓練として、情報収集の訓練

や津波からの避難に関する訓練を行うこととされています。そこで働く従業員は、お客様を安全な場所に避難誘導させる役割を担うこととなります。

漁港地内の就労者におきましては、日ごろの防災訓練等の積極的な参加や防災情報に御注意をいただき、地震が発生したならば、確かな情報を収集し、より早く、より高い場所への避難をお願いいたします。

避難施設の収容体制につきましては、現在進めております地震・津波等災害危険度判定調査の中にて検証してまいります。

なお、観光客が集まる施設には観光客対応の津波避難防災マップを作成し、配付する予定でございます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続きまして、1の3につきまして、災害時の漁業、水産加工業の事業継続でございます。

震災による漁業への被害を最小限に食いとめる対策、また一刻も早く漁業を再開するための対策としましては、漁業地域を特定した積極的な対策はまだ検討されておられません。吉原議員のおっしゃるとおり漁業は本町の基幹産業であり、その被害が本町産業に及ぼす影響は甚大であると考えております。今後は災害に強い漁業地域づくりガイドラインに沿った災害予防対策、迅速な応急対応、円滑な災害復旧・復興を含めた減災計画を関係機関と検討していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上で答弁を終わります。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございました。

再質問ですが、今お話を聞きますと、私も余り言うことはございませんが、ただ、今、漁協にたくさんの生徒さんたちが見学に見えています。4,000人近くの子供が見学に来ておりますが、そういったときにどうして誘導するかとか、豊浜の埋立地にはたくさんの釣り客とか、またその釣り客がほとんど車で来ます。そうしたときに、どのような誘

導をして避難させるかということについて、どうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

観光客等の避難誘導につきましては、先ほども申しましたけれども、同報系デジタル防災行政無線、来年3月末には完成する予定ですが、そういった部分での周知が一番伝達しやすいのかということでございます。

また、豊浜漁協のほうにもたくさんの生徒の方が見学に見えるという部分でございますけれども、豊浜漁協の事業所として、そういった方々の避難誘導の訓練も行ってもらいたいという考えでございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

防災無線があればいいというものではございませんので、そこらの誘導する人というのか、誘導する人がおらんことには、幾ら防災無線で、今、地震が来るといっても、あそこにはかなりの車、土日、祭日になると300台ぐらいの車が来ますので、無線だけではなくて、またいろんな方法があると思いますので、ぜひそこらも検討してもらいながら、また考えていってほしいと思います。

津波ばかりじゃないんですが、フィリピンを襲った台風30号のように、巨大台風にも備える必要があるんじゃないかと思います。そういう巨大台風の高潮を想定した対策なども考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

高潮対策等につきましても、防波堤や防潮堤、そちらも関係してくると思います。今後の地震対策と同様、漁協や漁業関係者の皆さんと検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

皆、想定ですからね。しかし、想定も本当になる可能性もありますから、フィリピンの台風、あんなものはなかなか来んと思いますが、でも、今の気象台の予報ではこれからはかなり大きな台風が日本にも来るといふような想定もありまして、かなり私もこのニュースを聞いておりますので、漁業者として心配はしております。近年は地球の温暖化に伴って台風の大型化が心配されます中で、この地域にも高い高潮が来ることは常に思っておらないけないと、そんな気持ちであります。

最後になりますが、今、部長からもいろいろなことが言われました中ですが、被災地でも漁業を再開するために多くの困難が経過しました。県下一の漁業拠点である本町の産業は、この地域の産業だけでなく、もっと広い範囲の経済も支えていますし、人々の食生活も担っています。漁業が災害の後も続けられるように、今備えるべきだと考えております。今回のガイドラインでもこの点が重要なポイントだと思います。

地域間のネットワークや、応急復興の計画、流通ルートの確保などを考えておかなければならないと思いますが、いろんな課題があります。その中でたくさんあるように思います。このことについて、ぜひ副町長、最後ですが、何かございませんか。

○議長（榎戸陵友君）

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

御指名いただきましたので、答弁させていただきます。

ただいま建経部長のほうから答弁させていただいております。被災後、一刻も早く漁業を再開するためということで、それに関連しまして、その前段におきまして、やっぱり災害をいかに小さくとどめるかという減災対策も関連して大切なことだと思っております。先ほども答弁がありましたように、水産庁が示しておりますガイドラインに沿いまして、関係機関と十分連携をとった上で今後の対策に取り組んでいきたいと、そんなふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

今後ともお願いします。

こうした震災の経験を生かして漁業地域の防災に関するガイドラインが改定され、少しずつ私たちも取り組まなければならないことが明らかになってきたと思います。海岸に沿った幹線道路が走る知多半島では、災害のとき、漁協や港湾は交通輸送のための大切な施設となります。また、町内にたくさんある漁港は、災害時にそれぞれの事業を続けていくため助け合って、この地域の産業を支えなければなりません。今月の4日には震災から1,000日を迎えました。まだこれから取り組んでいかなければならないことはたくさんあります。行政、事業者とも連携を密にして取り組んでいてもらいたいと思います。このことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

以上で吉原一治君の一般質問を終了いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、再質問は自席にて行います。

1つ目、介護保険の充実を。

この秋、介護保険制度見直しの議論が猛スピードで進んでいます。厚生労働省の社会保障制度審議会介護保険部会は、社会保障制度改革国民会議の最終報告書を受けた議論を8月28日から開始し、11月28日までに取りまとめを行う日程を発表しています。

安倍政権が、消費税増税と一体で実行する社会保障制度改革のプログラム法案骨子を決め、臨時国会での成立を目指し、その具体化を進めていることを受けたものです。

厚労省の予定どおりに進めば、2015年からの実施を目指し、来年の通常国会に介護法案が提出されることとなります。今回の見直しで、厚労省は、要支援者150万人もの保険外しを初め、低所得者にまで照準を当て、容赦ない給付削減と負担強化の大改悪を狙っています。

現在、要支援1・2を認定された要支援者と、要介護1から5と認定された要介護者は、訪問介護や通所介護などの保険給付を受けることができます。このうち要支援者150万人を保険給付の対象から外して、市町村任せの事業に移すというのが改悪案の最悪の柱です。

しかし、厚労省は、世論に押され、介護保険で要支援と認定された人への保険給付を全廃する方針を転換する事態に追い込まれました。一方で、訪問介護と通所介護については、市町村事業に丸投げする方針に固執しており、矛盾を深めています。

特別養護老人ホームに入所できる人は要介護3以上に限定し、要介護1・2の人は特別な事情がない限り入れなくなります。

厚労省は中重度を支える施設に重点化と言いますが、入所者47万人のうち、要介護1・2の人は5万5,000人と1割以上。介護や医療を受けられない高齢者を大量に生み出します。

特養ホームのかわりに厚労省が力を入れるサービスつき高齢者向け住宅は介護施設ではない上に、食費など20万円程度を負担できる人に限られます。介護保険の利用料は制度開始以来1割ですが、一定以上の所得があれば2割に引き上げます。基準は、年金収入280万円か290万円いずれか、夫婦なら359万円か369万円、65歳以上の約3,000万人の2割程度が対象です。

特別養護老人ホームなどの居住費、食費を軽減する補足給付の対象から一定の金融資産を持つ高齢者を外す問題でも、厚労省は金融資産を網羅的に把握する仕組みはない。正確に把握する仕組みを前提条件とするならば、当面実施のめどは立たないと認めました。

委員からは、なぜ訪問介護と通所介護のみを外すのか、地域格差が生まれる上に、ボランティアにサービスができるのかなど、さらなる見直しを求める意見が噴出。事業費の上限についても、行き過ぎた抑制につながるおそれがある、現在のサービス単価以下では事業者が撤退せざるを得ない事態になると、批判が相次ぎました。

厚労省がなおも訪問介護と通所介護を市町村の事業に委ね、事業者への報酬引き下げやボランティアへの丸投げなどでサービスを引き下げるなどの方向に固執していることは全く理にかないません。

そこで、以下の質問をいたします。

1番、要支援1・2の対象者を訪問介護、通所介護から外し、介護保険の要支援者向けの一部サービスを自治体に移す方針について、市町村事業での現場の担い手はボランティアなどを想定しているが、地域により専門的な人材がそろわない可能性もあり、サービス低下や地域格差拡大が懸念されているが、このことを当町はどうお考えですか。これまでどおり介護保険事業をやるように国に強く要請していただきたいが、いかがか。

2. 特養は要介護度3から5を原則としているが、要介護1から2が外されることは、介護を受ける人もその家族も大変になります。今までどおり入所を認める方向で町としても対処すると同時に、国に対しても強く要望してほしい。

3. 介護保険の所得段階別介護保険料は現在第8段階ですが、料金を引き下げるとともに、負担能力に応じた段階に拡大していただきたい。介護報酬の引き上げ、処遇改善を国に対して要望していただきたい。

2つ目、離島航路の運賃及びサービスの向上について。

5月に両島の皆さんに海上運賃についてのアンケートを実施したところ、配付数の13%を超える145通の返事があり、船賃への軽減を実現していただきたいという要望がたくさん寄せられました。

師崎港、河和港に渡る目的は、1. 通院、2. 買い物が多く、夜8時以降の便をふやしてほしいという声も多々ありました。

6月10日、共産党の国会議員団とともに政府交渉を行い、篠島、日間賀島など離島と本土を結ぶ船賃の負担軽減を図る助成制度の創設等を求めました。

国交省の担当者は、現行制度では離島への航路が唯一の場合で、赤字の場合しか助成できないが、目的別の支援は可能だとし、離島振興の角度での検討を担当者に伝えると述べました。このことは、国からの補助が可能だと考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1. アンケートの中では、通院のために本土に渡ることが多い。通院に特化して、厚労省に補助制度を要請していただきたいが、いかがか。

2. 海っ子バスの師崎の最終便に合わせて観光船を増便するよう事業者に要望していただきたいが、いかがか。

3. 10月から海っ子バスのサービスが大きく変わりましたが、乗客の数はどのように変化しましたか。

以上です。再質問は自席にて行います。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問1の介護保険の充実について、御質問1の1から1の3につきましては関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、御質問1の1の要支援1・2の方に対する訪問介護、通所介護サービスを見直して、自治体の事業に移す方針について、町はどのように考えるかにつきましては、11月27日に開催されました国の社会保障審議会介護保険部会で、制度の見直しに関する意見書の素案がまとまったことは承知しております。

しかしながら、国や愛知県から市町村に対する説明がない段階でございまして、予算措置、具体的な事業内容などが不明でございますので、現段階での明確な判断は差し控えさせていただきますが、今後、制度見直しの内容を十分検討いたしまして、御質問のように自治体に不利益が生ずるような内容がありましたら、町村会などを通して要望する所存でございます。

次に、御質問1の2の特別養護老人ホームの入所者は要介護度3から5を原則としているが、今までどおり対応するよう国に対して強く要望してほしいにつきましては、現在、重度の要介護状態で特別養護老人ホームへの入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在していることなどを踏まえ、特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化すべきであり、そのためには、入所を要介護3以上に限定することが適当であると考えます。

また、議員さんが心配される特別養護老人ホームの入所対象外となる介護度1・2の方でも、やむを得ない事情があり、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合についてでございますが、そのような場合には市町村の適切な関与のもと、施設の入所検討委員会を経て、特例的な入所を認めることが適当であるとの記述が制度の見直しに関する意見書の素案にございます。対応は可能であると考えます。したがって、国への要望をする考えはございません。

次に、御質問1の3の介護保険の所得段階別介護保険料は、料金を引き下げ、段階を拡大し、事業者への介護報酬の引き上げ、処遇改善を国に対して要望することにつきましては、現在の段階設定は標準で第6段階までとなっておりますが、本町を含めて多くの保険者で特例第3、第4段階を設定して、8段階、またはそれ以上の設定がされております。

今回の見直しにおきましては、特例第3、第4段階を標準化し、さらに第5段階以上を細分化して、標準を9段階とし、また低所得者対策として、世帯非課税である方に対しては基準額の0.5倍、または0.75倍と軽減されておりますが、さらに軽減割合を引き

下げることが盛り込まれております。

また、介護報酬の引き上げ、処遇改善を国に対して要望していただきたいとの申し入れでございますが、現在の少子・高齢化のさらなる進行の中、社会保障費は経済成長を上回って継続的に増大しており、国民負担の増大は不可避となっております。持続可能な社会保障を構築していくためには、徹底した給付の重点化、効率化が求められておりまして、そういった観点から、介護報酬の引き上げ、処遇改善につきましては、介護保険制度、さらには国の社会保障全体の見直しの中で検討していくべきもので、安易な要望は差し控えるべきだと考えております。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

少し教えてほしいんですけども、25年度の南知多町の要支援、要介護の人数をわかりましたら、教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

本町におきましての現在の認定につきまして、要支援 1 が123名、要支援 2 が141名、ここまですべて合計264名でございます。それから、要介護 1 が182名、要介護 2 が179名、要介護 3 が135名、要介護 4 が154名、要介護 5 が120名、1 から 5 の合計が770名、要支援を含めると、トータルで1,034名となっております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

特養の要介護 3 から 5 を原則として、1・2 を外すというふうなことを言われて、今のお答えでは、特に必要な方は外さないというふうなことを言われているんですけども、実際に要介護 4・5 の人でも入れない状態の人の中にはあると思います。でも、今度の法案については、できるだけ要介護 1・2 を外すというふうなことを言われているんですけども、要介護 2 の中にも認知行動とか、住むうちに困っている人、排せつ、

そういった問題を含めた方はたくさんいると思います。今、全国的にも約1割近くの方が入っていると思うんですけども、まず南知多町でも要介護1・2の方も努力してそういう人たちを省かないという制度を、今、厚生部長のほうからお答えがあったんですけども、この問題については、今、厚生労働省から出されたところで、ちゃんとした対応というのはなかなかできにくい問題があると思うんですけど、でも、事実、介護の問題は今大変な問題を含んでいます。ですから、ここですごく質問しにくいというか、答えにくい内容ではあるんですけど、この問題については、国の動向をきちっと町が押さえて、そのときになって対応するという理解の仕方ではなくて、十分に情報を入手して、早く情報を伝えていただきたいというふうに思います。

それから、要支援1・2の方が通所介護、デイサービスとか、ヘルパーさん、そういった事業から外されるということは、今まで行ってきた町のそういった支援を外すということは介護度が重くなることも考えられます。また、町のほうとしても、そういった実態をきちっと把握して、今後に対処していただきたいと思います。

そういう国からの情報とか、そういったことについて、私たちにも早く知らせてほしいというふうに思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

先ほどの山下議員の件、情報につきまして御答弁させていただきますが、私どもも国・県からまだ詳細な情報が入っていないというのが現状でございます。これは、まだ市町村レベルでは把握できないような状態で、本当の素案ができたばかりでございます。したがって、それから厚生労働省が詳細につきまして再度つくり直し、県及び市町村へ情報が流れてくるという形だと思います。これも新聞記事の受け売りで大変申しわけないんですが、厚生労働省は、先ほどの要介護3未満の要介護1・2の方の入所につきまして、詳細にガイドラインもつくって示すということも、これは新聞記事でございますが、言っております。そういう素案にもなっておりますので、私どもも、できる限りの情報をそろえ、また皆さんにお伝えすることに努めてまいります。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

先ほどのガイドラインのことなんですけれども、今、要支援者の保険給付なんですけど、年五、六%ふえているという状態だと思います。それを国のほうは、70歳以上の人口の伸びに対して、30%に対して限定するというようなことが出されています。上限を超えた場合には個別に判断する。そして、超過以外は上限が原則となれば、市町村は絶えずサービスの抑制を迫られるというふうなことも新聞などに書かれています。国の給付費を下げる。そして、市町村で判断しろ。市町村は絶えずサービスの抑制を迫られるというふうなことが出ているんですけれども、これもまだ、先ほどの答弁と同じで、素案が出されたばかりということで答えにくいかと思いますが、その辺について、どうお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

おっしゃるとおり、全国一律の基準で実施されてまいりました予防給付が、今後、市町村の裁量で実施される地域支援事業への移行へと大きく制度が変化するわけでございます。これにつきましても、国の段階では消費税の1,300億円をこれに投入するというようなことも言っております。そのような状況も、私ども情報入手しながら、さらに詳細なことが出まして、市町村に影響があるようでしたら、先ほど申しました国のほうへ、町村会、いろんなルートを通じて要望を出してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

いろいろまた問題があると思うんですけれども、南知多町は大変高齢者がふえて、介護の問題、これから先、どんどん複雑になってきて、大変な問題を抱えていると思います。やっぱり大事なことは、介護を受けなくてもいいように、要支援にならなくてもいいようにふだんから健康に気をつける。健康年齢を延ばすということが一番、それもすごく大事なことだと思います。ですけど、やはり病気は、痴呆など、いつ起こるかわか

らない。そういった場合があると思います。高齢者がふえているこの南知多町で高齢者の介護については大事な問題ですので、これから先、国の動向も出てくると思います。それと、介護保険の改定もまた25年度から行われると思うんですけども、住民の立場に立って、介護の問題をきちっと取り上げていていただきたいなと思います。いろんな疑問が出たときに、市町村会、議長会などでははっきりと物を言って、この制度、いい制度を続けさせるためにしっかりと頑張りたいと思いますけれども、再度、厚生部長、お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

情報の提供、市町から国への要望、しっかりやってまいりたいと思います。今後とも御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（6 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

よろしく申し上げます。

では、2 つ目をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問 2 の 1 の両島の住民が医療機関へ通院するための補助制度の要望につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず現状を申し上げますと、本年度より妊婦健康診査等離島交通費支援事業補助金として、篠島、日間賀島に在住の妊婦さんが、妊婦健診受診、並びに分娩で半島側に渡った際に 1 回当たり 1,600 円を補助しておりまして、72 万円の予算を一般会計に計上しております。これは、離島振興法の改正により、新たに妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援という項目が盛り込まれたことによるものでございます。ただし、これは、両島に産婦人科がないために島を離れて妊婦健診、分娩をせざるを得ない状況があるためでございます。

国土交通省の担当者が目的別の支援は可能だとし、離島振興の角度で検討できるようでございますので、両島にそれぞれ診療所があることを考慮して、要請ができるようでありましたら、今後要請してまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

離島の助成については、高校生の交通費に対する8,000円の補助、妊婦の助成ということなんですけれども、もう一つお聞きしたいんですけれども、島の問題で、医療費を通院に特化してというふうに質問したんですけれども、ほかの自治体で医療費に特化してやっているところがあるようでしたら、教えていただきたいんですけど。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

大変申しわけありませんが、私ども、その件につきましてはちょっと把握しておりません。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

山下議員、発言の途中ですが、発言は通告外にわたらないように注意してください。

(6 番議員挙手)

山下君。

○6 番（山下節子君）

島の皆さんのアンケートの内容なんですけれども、やはり通院が一番多かった。次に買い物というふうに出ているんですけれども、島の診療所、病院については、目医者とか歯医者、内臓疾患、気管支系ならあるんですけれども、やはり本土に渡らないといけないということがあると思います。ですから、島から渡る場合、とても高い、大人でいえば16枚の補助が出されていますけれども、まだまだ足りないというふうな声がたくさん出されています。私たちの要望としては、通院に特化した補助制度を要請していただきたいが、いかがかということなんですけれども。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

その件につきましては、要請できると国の国土交通省の担当者の方がおっしゃられたということでございますので、私どももそういう観点から、要請できるようにございまして要請させていただきます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

島の方たちの痛切な要望ですので、できるだけ早く、またしっかりと要望していただきたいと思います。

次、2番をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問2の2の、最終便に合わせて観光船を増便するよう事業者への要望につきまして答弁させていただきます。

町としましても、運航事業者である名鉄海上観光船に時間延長の継続をお願いしましたが、名鉄海上観光船からは、国の補助金が継続して交付されないこと、また運航経費の増大、人員配置などの問題から時間延長の継続に関してはお断りされております。

なお、この最終便の時間延長に関しましては、島民の皆様からの強い要望を受けていること、また観光客の利便性も図れることから、今後も名鉄海上観光船と協議を重ねながら、実施に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

この件については、島の議員の皆さんも、また町としてもこれまでしっかりと頑張ってきていると思います。私たちも、この南知多町の問題として、島の問題とするわけじゃなくて、大きな問題として取り上げていかなきゃいけないと思っているんですけども、

今、海っ子バス、公共交通はバスも時間帯が延長されたり、増便されて、改善されています。公共交通と同じような立場で、今後これは皆で応援し合いながらしっかりとやっていかなきゃいけない問題だと思います。その辺について、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

バスと海上航路とは若干体系が違います。バスにつきましては、運行事業者である知多乗合さんが運行を廃止するというので、町がその運行を引き継いだということでございまして、航路におきましては名鉄海上観光船が運行しておりまして、師崎・日間賀島、師崎・篠島航路につきましては黒字決算でございまして、そういったところに町が補助を出すこともできませんし、それから町が航路をそこに設けることが許可されませんので、現在の状況にあると思います。名鉄海上観光船とは、引き続き継続していただけるようお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（6 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

名鉄海上観光船に引き続き要望していただきたいと思います。先ほど公共交通の問題を言いましたけど、やはり島の方たちの問題は、公共交通の問題としてという意味で言ったんですけれども、3 番目をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

御質問 2 の 3 の 10 月からの乗客数について答弁させていただきます。

乗降調査につきましては毎年 6 月に実施しておりますので、人数的な把握はしておりませんが、運行収入から推察しまして、平成 23 年 10 月及び平成 24 年 10 月の運行収入の平均 189 万 4,000 円と平成 25 年 10 月の運行収入 185 万 8,000 円を比較しますと、ほぼ利用者数は同数であると推察されます。

まだ 10 月から本格運行したばかりで乗降数の動向は明確となっておりますが、今後

の運行収入の変化、6月に予定している乗降調査などの数値を検討し、さらなる利用促進に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

町もバスの運行状況を6月に出されるということでしたけど、今までたくさん乗せるように努力してきたと思います。それと、これから先、乗車数が伸びるように考えていることはあるんでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

人口が年々減っていく中で、町民の利用者をふやすということは大変難しい問題だと思っております。しかしながら、西海岸線を補強したということで観光客の利便性が非常によくなっておりますので、西海岸線の利用を特に観光利用として位置づけてやっていきたいということで、今年度にもコミュニティーバスのGPSバスロケ対応システムを設置していただいて、町のビデオなどを流して、観光客の利便も図っておりますし、毎週日曜日、1日1便往復になりますが、ボランティアさんによります観光案内、施設案内をやっていただいております。それから、パンフレットなども新たに今作成している最中ではございまして、バスを使った観光ルートの作成ということで、そういったことも進めております。また、地域のまちづくり協議会の方が、特に内海山海きずなの会のまちづくり協議会の方には毎年バスのイベントを実施していただいております。他の地区の協議会の方も協力いただきまして、バスの宣伝に協力をしていただいておりますので、そういった部分を一生懸命やっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

最後に、町長にお聞きします。

日本一住みやすいまち、人口減少ストップ、その言葉を掲げるなら、島の問題をまず今真剣に考えていると思うんですけれども、この8時以降臨時便をふやす。それは本当に島の人たちの生活にかかわってくることです。町長の前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

バスのほうでお答えするんですか。離島の航路のほうでお答えするんでしょうか。最後ということで、全般でよろしいでしょうか。

（「はい」と6番議員の声あり）

およそ我々のこの町で今から公共交通というのは大切にしていかななくてはならない交通手段だと思っていますので、一生懸命頑張っまいますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で山下節子君の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。3時10分までといたします。

〔 休憩 14時58分 〕

〔 再開 15時09分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第5 議案第58号 知多地区農業共済事務組合の解散について

日程第6 議案第59号 知多地区農業共済事務組合規約の変更について

日程第7 議案第60号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（榎戸陵友君）

日程第5 議案第58号 知多地区農業共済事務組合の解散について、日程第6 議案第59号 知多地区農業共済事務組合規約の変更について及び日程第7 議案第60号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についての3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは議案58、59、60号3議案について一括御説明させていただきます。

議案第58号 知多地区農業共済事務組合の解散について御説明申し上げます。

1、提案の理由でございます。農業共済組合等の1県1組合化により、愛知県農業共済組合が設立されることに伴い、地方自治法第288条の規定に基づき、知多地区農業共済事務組合を解散することについて、知多地区農業共済事務組合から協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

2、解散年月日は、平成26年3月31日です。

続きまして、議案第59号 知多地区農業共済事務組合規約の変更についてを御説明申し上げます。

1、提案の理由でございます。地方自治法施行令第218条の2の規定により、知多地区農業共済事務組合の解散に伴い、事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、同組合管理者から組合規約を変更することにつき、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議を求められたので、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

2、提案の内容でございます。知多地区農業共済事務組合規約に、「組合の解散に伴う事務は、半田市が承継する」を追加するもので、解散に伴う事務の承継団体を明記するものであります。

3、施行期日は、愛知県知事の許可のあった日から施行するものであります。

続きまして、議案第60号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてを御説明申し上げます。

1、提案の理由でございます。地方自治法第289条の規定に基づき、知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関し、協議を求められましたので、同法第290条の

規定により議会の議決をお願いするものでございます。

2、提案の内容でございます。知多地区農業共済組合の解散に伴い、同組合の財産を全て承継市である半田市に帰属させるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第58号、議案第59号及び議案第60号の3件を一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 財産の購入について（給食配送車）

○議長（榎戸陵友君）

日程第8 議案第61号 財産の購入について（給食配送車）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

議案第61号 財産の購入につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、提案理由の説明書をごらんいただきたいと存じます。

提案の理由でございますが、給食配送車1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る11月27日に町内の5社による指名競争入札で行っております。

財産の概要でございますが、給食配送車1台、日野デュトロ冷蔵冷凍車、積載量1.400キログラムでございます。南知多町学校給食センターに平成26年3月28日までに納入するものでございます。

契約金額は729万6,450円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は34万7,450円です。

契約の相手方は、株式会社ツバサ J Pでございます。

なお、次のページには入札結果をつけてございます。また、その次のページには、参考資料として、物品の概要をつけてございます。

今回の給食配送車は篠島小学校及び篠島中学校用として利用し、給食を安全に学校に提供するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9 議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行

うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

まず1番の制定(改正)の理由でございます。朗読させていただきます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等が平成26年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

2番の改正の主な内容でございます。地方消費税を含めました消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、使用料等の改正をお願いするものでございます。

今回の使用料等の改正につきましては、南知多町使用料条例を初め、13件の条例改正をお願いするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

まず1ページの中段になります。

(1)の南知多町使用料条例(第1条関係)でございます。

アといたしまして、観光施設関係の使用料でございます。表のほうをごらんいただきたいと思います。表には、種類、区分、単位、現行の金額、改正の金額、それぞれ欄となっております。

まず内海観光センター、大ホール、7月・8月の1日当たりの使用料につきまして、現行6万3,000円から、改正案ということで6万4,800円に改正をお願いするものでございます。同じく中ホールについても、7月・8月の1日当たり3万1,500円を3万2,400円に改正をお願いするものでございます。貸席については、記載のとおりでございます。

次の師崎港観光センター、出札関係施設でございます。1年間の使用料につきまして、現行651万円から、改正案ということで669万6,000円に改正をお願いするものでございます。食堂施設、事務室、和風会議室についても、表のとおり改正をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

師崎港観光センター附属施設でございます。店舗につきましては、1戸当たり月額、現行2万6,250円を2万7,000円に改正をお願いするものでございます。

次に、イの公共駐車場関係、これは師崎の天神山駐車場の関係になります。1台月額

4,000円を4,110円に改正をお願いするものでございます。

次に、ウの社会教育施設及び体育施設関係でございます。

まず学校開放施設の体育館及び運動場でございます。300円以下の使用料は、改正後も同額としております。運動場の夜間1回の使用料につきましては、400円を410円をお願いするものでございます。

次の南知多町公民館でございます。和室及び会議室について、500円を510円をお願いするものでございます。

次の南知多町大井公民館、日間賀島公民館、師崎公民館、町公民館内海分館、それから3ページに移りますが、山海公民館、篠島開発総合センター、町民会館、町体育館の使用料につきましては、表に記載のとおり、500円を510円に、600円を610円に、1,000円を1,020円に、400円を410円にそれぞれお願いするものでございます。

次の町運動公園、それと豊丘むくろじ会館でございます。4ページに移りますが、それと山海のふれあい会館の使用料につきましては、表に記載のとおり、800円を820円に、4,000円を4,110円に、2,000円を2,050円に、400円を410円に、500円を510円にそれぞれお願いするものでございます。

次は町総合体育館の使用料でございます。表に記載のとおり、1,000円につきましては1,020円に、1,600円を1,640円に、400円を410円に、600円を610円に、500円加算を510円加算に、500円を510円に、1万円を1万280円に、2,500円を2,570円にそれぞれお願いするものでございます。

表の下になります。(2)の南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第2条関係)になります。処理手数料につきましては、現行、基本料金足す従量料金掛ける1.05を乗じて得た金額を、「基本料金足す従量料金の合計額に消費税相当額を加算する」に改正するものでございます。

5ページになります。

(3)南知多町都市公園条例(第3条関係)でございます。

新たに「使用期間が1カ月未満の都市公園使用料は、別表に定める使用料に消費税相当額を加算した額とする」を追加するものでございます。

(4)が南知多町漁港管理条例(第4条関係)でございます。

現行の利用期間が1カ月未満の漁港施設用地使用料は、別表第1に定める使用料に1.05を乗じた額を別表に定める使用料に消費税相当額を加算した額に改正をお願いする

ものでございます。

また、下の別表第1のとおり、使用料の改正をお願いするものでございます。

岸壁及び物揚場につきましては、内港航路線が利用する場合、総トン数1トン一月につき現行68.25円を70.20円をお願いするものでございます。

その他、別表第1、別表第2に記載のとおり、それぞれ改正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

(5)の南知多町漁港占用料等徴収条例（第5条関係）、(6)の南知多町道路占用料条例（第6条関係）、それから(7)の南知多町法定外公共物の管理に関する条例（第7条関係）、それから(8)になります。南知多町海岸占用料等徴収条例（第8条関係）、(9)の南知多町内海港港湾管理条例（第9条関係）の5件の条例につきましては、記載のとおり、現行占用等の期間が1カ月未満の占用料等に1.05を乗じた額を、条例別表の占用料に消費税相当額を加算した額にそれぞれ改正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

イの別表の内海港港湾施設につきましては、物揚場につきましては、内航航路船が利用する場合、総トン数1トン一月につき、現行の68.25円を、改正案といたしまして70.20円に改正をお願いするものでございます。その他、表に記載のとおり、それぞれ改正をお願いするものでございます。

表の下になります。(10)南知多町内海港港湾占用料等徴収条例に関しましては、先ほどと同じ改正ですので、説明を省略させていただきます。

次に、(11)南知多町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例（第11条関係）です。

8ページをお願いします。

表のとおり、浄化槽人員10人以下の建築物につきましては、現行20万円を20万5,710円に改正をお願いするものでございます。その他、表に記載のとおりでございます。

次は(12)南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（第12条関係）になります。1カ月の基本使用料及び1カ月の超過使用料につきましては、現行1,100円を1,131円に、また現行135円を139円にそれぞれ改正をお願いするものでございます。

次に、(13)南知多町水道事業給水条例（第13条関係）になります。

まず、アの加入分担金、離島部以外であります。表にありますように、口径13ミリについて、現行4万2,000円を4万3,200円をお願いするものでございます。その他は記載

のとおりでございます。

次の表は、加入分担金、離島部でございます。口径13ミリにつきまして、現行5万2,500円を5万4,000円に改正をお願いするものでございます。その他は記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

次はイの水道料金の表になります。表にありますように、専用給水装置、基本料金1カ月につきまして、水量10立方メートルまで、現行1,300円を1,338円に、また超過料金1カ月につき1立米増すごとに10立米まで、現行148円を152円に、10立米を超え1立米増すごとに、現行237円を244円にそれぞれ改正をお願いするものでございます。その他は記載のとおりでございます。

次の表になります。ウのメーター使用料でございます。表にありますように、口径13ミリのメーターの1カ月の使用料について、現行40円を42円に改正をお願いするものでございます。その他は記載のとおりでございます。

3番の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

4番が経過措置でございます。(1)は使用料等に関する経過措置です。

次、10ページになります。

(2)は社会教育施設及び体育施設関係の使用料に関する経過措置でございます。

(3)は、一般廃棄物の処理手数料に関する経過措置でございます。

(4)は、漁業集落排水事業受益者分担金に関する経過措置でございます。

(5)は、漁業集落排水施設使用料に関する経過措置でございます。

(6)は、水道料金に関する経過措置でございます。

以上の経過措置の説明は省略させていただきますので、また後ほどごらんいただきたいと思っております。

次の11ページから31ページには、参考資料といたしまして、それぞれの条例改正の新旧対照表を添付させていただいております。また、後ほどごらんいただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上で提案理由の説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第62号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10 議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

1 ページから4 ページまでは条例のものでございます。

次の提案理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、所有者等による適正な管理がされず、危険な状態となっている空き家等による事故、犯罪等を未然に防止するため、本条例を制定する必要があるからでございます。

2 の制定の主な内容は、(1)といたしまして、所有者等、町民等及び町の責務に関する規定につきましては、空き家等の適正な管理に関し、所有者等、町民等及び町の責務を定めるもので、条文は第3条、第4条及び第5条関係でございます。

(2)実態調査及び立入調査に関する規定につきましては、空き家等の所有者等の所在及び危険な状態の程度等を調査し、並びに職員を必要な場所に立ち入らせることができるもので、条文は第6条及び第7条関係でございます。

(3)助言又は指導及び勧告に関する規定につきましては、町長は、危険な状態にある空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導及び勧告をすることができるもので、条文は第8条及び第9条関係でございます。

(4)命令に関する規定につきましては、町長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう命令することができるもので、条文は第10条関係でございます。

(5)公表及び代執行に関する規定は、町長は、命令を受けた者がその命令に従わないときは、その者の氏名等を公表し、及び行政代執行法による代執行を行うことができるもので、条文は第11条及び第12条関係でございます。

(6)といたしまして、支援に関する規定は、町長は、助言又は指導及び勧告に従い措置を講ずる者に対し、必要な支援を行うことができるもので、条文は第14条関係でございます。

(7)空き家等対策審議会に関する規定は、危険な状態にある空き家等及びその所有者等に対し実施する措置について調査審議するため、町長の諮問機関として、空き家等対策審議会を置くもので、条文は第15条関係でございます。

3の施行期日は、平成26年4月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の

制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第11 議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

1 ページから5 ページまでは条文でございます。

次の制定理由の説明をごらんください。

1、制定の理由でございます。南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容は、(1)設置に関する規定（第2条関係）でございます。住民及び旅客の安全性、利便性の向上及び地域の活性化を図るため、篠島渡船ターミナルを設置する規定でございます。

(2)使用の許可に関する規定（第5条関係）は、ターミナルの施設を使用しようとする者は町長の許可を受けなければならないとする規定でございます。

(3)特定使用施設に関する規定（第7条関係）は、町長は施設の一部を特定の業者に使用させることができる規定でございます。

(4)使用料に関する規定（第8条関係）でございます。施設の利用者は使用料を納付しなければならない規定でございます。

(5)指定管理者による管理に関する規定（第18条関係）は、町長は施設の管理を指定管理者に行わせることができる規定でございます。

3の施行期日は、平成26年4月1日でございます。

なお、次のページ以降は渡船施設ターミナルの位置図、平面図がつけてございます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第12 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由につきましては、人事院は平成24年8月8日に官民給与の格差を是正するため、給与勧告を行いました。それに基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成25年6月21日に公布されました。

本町においては、人事院勧告に基づく給与の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。55歳を超える一般行政職の職員の昇給の取り扱いについては、ア．勤務成績が良好な場合、標準的な職員は昇給なしという形になります。現行は2号給の昇給です。イ．勤務成績が特に良好な場合、1号給。現行は3号給の昇

給でございます。ウ．勤務成績が極めて良好な場合、2号給。現行は4号給の昇給でございます。条文は第6条関係の改定でございます。

なお、55歳未満の一般行政職で、勤務成績が良好、標準の場合でございますけれども、この場合、4号給の昇給となっております。

3の施行期日は、平成26年1月1日からでございます。

次ページに新旧対照表がつけてございますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13 議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由につきましては、船員法の一部を改正する法律が平成25年3月1日に施行されたことにより、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容は、船員である職員が著しく職務を怠った場合等により雇い入れ契約を解除した場合において、当該職員に対し、船員法の規定による送還に係る費用を旅費として支給し、及び当該支給した旅費の償還を請求するもので、第32条関係の改正でございます。

なお、本町の職員で船員法の適用を受ける職員はおりません。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

次のページに新旧対照表がつけてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第14 議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

（歳入歳出予算の補正）第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,056万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,404万8,000円とするものでございます。

（地方債の補正）第2条は、地方債の追加でございます。

今回補正をお願いいたします内容につきましては、大きく分けまして、次の3点でございます。

まず1点目は、地域経済の活性化と雇用の創出を図る目的で創設されました地域の元気臨時交付金として、国から本町に交付されます平成25年度の交付額が決定されましたので、その元気臨時交付金を新たに歳入予算に計上するものであります。

あわせて、その元気臨時交付金を既存の事業の財源として充当し、財源更正を行うものであります。

2つ目は、本年6月議会におきまして可決いただきました町長等及び職員の給与の臨時特例条例に基づきました、本年7月から来年の3月までの9カ月間の給与の減額及び職員異動等に伴います人件費の補正でございます。

3点目が、当面必要となりました人件費以外の行政経費の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

特別職及び一般職の人件費関係につきましては、補正予算給与費明細書で一括して説明させていただきます。歳出の各科目での説明は省略させていただきますので、お願いします。

それでは、まず42ページ、43ページをお願いします。

補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

左のページの1の特別職の表の一番下の段にあります比較欄の合計欄をごらんいただきたいと思います。

給料59万4,000円、その他の手当17万7,000円、合わせました給与費の計77万1,000円、それから共済費が23万9,000円、合計101万円をそれぞれ減額するものであります。

今回、給与の臨時特例措置に基づきまして、町長、副町長の給与費及び共済費を減額するものでございます。

次に、右のページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、一般職の給与費及び共済費の補正の関係になります。

(1)総括の表をごらんいただきたいと思います。

給与費のうち、給料は2,474万9,000円の減額であります。これは、給与の臨時特例措置による減額及び職員の異動等による増減額でございます。

次に、職員手当等でございます。410万1,000円の減額は、下の表に内訳がございますが、同じく給与の臨時特例措置による減額及び職員異動等による増減額でございます。

次の44ページにつきましては、今回の補正の給料及び職員手当等の増減額の明細となっております。

また、45ページ、46ページにつきましては、給料及び職員手当の状況であります。職員1人当たりの給与、また初任給などの状況を説明したものであります。説明は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

次に、地域の元気臨時交付金の充実に伴う財源更正、並びに職員人件費以外の補正分について説明させていただきます。

戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

そのページの上段になります。2款総務費、1項総務管理費、15目諸費につきましては、2,100万円の増額補正であります。これは、水道事業会計で実施します上水道安全対策の管路耐震化事業費の一部を一般会計から補助するものでございます。

ちょっと飛びますけど、18ページ、19ページをお願いいたします。

そのページの下の方になります。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険費です。次のページになります。28節繰出金4万7,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。介護保険特別会計における職員人件費の減額及び包括支援センターへの派遣職員人件費負担金の増額に伴いまして、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額するものでございます。

次に、22、23ページをお願いいたします。

中段になります。2項児童福祉費、3目児童福祉施設整備費は、来年度の実施を予定しております子育て支援センターの移転改修工事等の設計委託料27万9,000円の増額補正及び当初予算に計上しています日間賀保育所園舎屋根等改修事業費の財源といたしま

して地域の元気臨時交付金1,800万円を充当し、財源更正を行うものでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

上段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目の知多南部衛生組合費は709万2,000円の減額補正であります。知多南部衛生組合の職員人件費の減額、並びに平成24年度の繰越金の精算等によりまして、組合分担金を減額するものでございます。

次に、2項の清掃費、1目のじん芥処理費です。右のページになります。13節委託料267万2,000円は、離島事業系ごみ収集運搬委託料で、両島の観光協会からの要望等も受けまして、前年度と同様、増額補正を行うものでございます。

次に、飛びまして28、29ページをお願いいたします。

下の段になります。7款商工費、1項商工費、4目の観光振興費につきましては財源更正でございます。当初予算に計上しています篠島渡船施設整備事業費及び内海にあります観光案内所改修事業費の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金2,400万円を充当しまして、財源更正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

中段になります。8款の土木費、2項道路橋りょう費、1目の道路橋りょう費につきましても財源更正でございます。当初予算に計上しています内海の町道1179号線と日間賀島の町道東西線の道路改築事業費の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金1,500万円を充当しまして、財源更正を行うものであります。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

6項住宅費、1目住宅管理費につきましては225万円の増額補正でございます。大規模地震の発生時に住宅の倒壊を防ぎ、住民の生命を守るための対策といたしまして、新たに木造住宅耐震シェルター整備費補助金及び防災ベッド設置補助金を追加するものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目の常備消防費981万6,000円の減額補正であります。知多南部消防組合の職員人件費の減額、並びに平成24年度の繰越金の精算等によりまして、組合分担金を減額するものでございます。

3目消防施設費は財源更正であります。当初予算に計上しています消防団詰所建設事業費の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金600万円を充当し、財源更正を行うものであります。

次に、4目災害対策費は1億1,100万円の増額補正であります。右のページをごらん

いただきたいと思います。11節の需用費100万円につきましては、知多信用金庫からいただきました寄附金100万円を財源といたしまして、防災用品購入費100万円でございます。

次のページをお願いします。17節の公有財産購入費1億1,000万円につきましては、現在内海にあります町民会館用地を防災施設等用地として、愛知県から購入するための土地購入費1億1,000万円でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、4目教職員住宅費は財源の更正でございます。当初予算に計上しています日間賀島の教職員住宅改修事業費の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金1,700万円を充当しまして、財源更正を行うものでございます。

次に、2項小学校費、1目の学校管理費も財源更正であります。当初予算に計上しています日間賀小学校屋内運動場、屋上防水等改修事業費及び豊浜小学校給食用昇降機改修事業費の2事業の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金2,200万円を充当し、財源更正を行うものであります。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

中段になります。3項中学校費、1目学校管理費のうち、右のページになります。13節の委託料は262万5,000円の増額補正であります。来年度工事を予定しております内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事設計委託料をお願いするものであります。

次に、38、39ページをお願いします。

4項の社会教育費、2目公民館費は財源の更正であります。当初予算に計上しています篠島開発総合センター空調設備取りかえ事業費の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金700万円を充当しまして、財源更正を行うものであります。

次に、5項保健体育費、3目体育施設費につきましても財源更正でございます。当初予算に計上しています総合体育館外部改修事業費の財源としまして、地域の元気臨時交付金4,600万円を充当し、財源更正を行うものであります。

4目の給食施設費も財源更正であります。当初予算に計上しています給食配送車購入事業費の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金579万6,000円を充当しまして、財源更正を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目消防費国庫補助金につきましては8,310万円の増額補正であります。歳出で御説明しました防災施設等用地購入事業に係る国の補助金でございます。

次に、9目総務費国庫補助金は、新たに地域の元気臨時交付金1億6,079万6,000円を追加するものでございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金、6目の消防費寄附金100万円は、知多信用金庫からいただきました寄附金でございます。

次に、17款繰入金、1項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金は2億772万7,000円の減額補正であります。職員人件費の減額、国庫支出金、寄附金及び町債の増額などによりまして、その補正財源の調整といたしまして、今回、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、20款町債、1項町債、3目の消防債は2,240万円の増額補正でございます。これにつきましては、防災施設用地購入費の財源の一部といたしまして借り入れを行うものでございます。

6目総務債は2,100万円の追加でございます。水道事業を行います管路耐震化の安全対策事業費の財源の一部として、一般会計から水道事業に補助をするための財源として、一般会計出資債の借り入れを行うものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま、歳入の20款町債で説明させていただきました地方債の追加でございます。

なお、一般会計の地方債現在高につきましては、補正予算書の47ページにあります。47ページのほうをごらんいただきたいと思います。

47ページの表の一番下段の右端になりますが、平成25年度末現在高見込み額は58億5,637万3,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(榎戸陵友君)

日程第15 議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長(早川哲司君)

ただいま上程されました議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,458万9,000円とするものでございます。

歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は24万2,000円の増額補正でございます。これは、職員の異動等に伴う増額補正で、9ページの3節職員手当で8,000円、19節負担金、補助及び交付金で派遣職員人件費負担金46万1,000円を増額し、2節給料を14万8,000円、4節共済費を7万9,000円減額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻っていただき、6ページ、7ページをごらんください。

上段からでございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金

(包括的支援事業・任意事業)の増額補正は9万5,000円でございます。

次に、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)の増額補正は4万7,000円です。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)の増額補正は4万7,000円です。

下段の6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金の増額補正は5万3,000円でございます。

以上の増額補正は、いずれも歳出の3款地域支援事業費におきまして24万2,000円の増額を補正いたしますので、介護保険の財源負担割合に応じて、それぞれ増額補正をいたすものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(榎戸陵友君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(榎戸陵友君)

日程第16 議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長(平山康雄君)

それでは、議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出におきまして、第1款水道事業費用を489万7,000円増額し、その総額を6億9,416万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条の本分括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,131万5,000円を8,894万1,000円に改めるものであります。また、収入として、第1款資本的収入の財源更正を行うもので、その総額を2億4,683万6,000円、資本的支出は、第1款資本的支出237万4,000円を減額し、その総額を3億3,577万7,000円とするものであります。

次に、2ページをごらんください。

企業債の第4条は、予算第5条に定めた企業債を2,100万円減額し、7,900万円とするものであります。

下段の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第5条は、予算第6条に定めた(1)職員給与費を439万1,000円減額し、その総額を6,482万9,000円とするものであります。

次に、3ページのほうをお願いします。

他会計からの補助金の第6条は、予算第7条に定めた町補助金2,100万円を増額し、総額8,860万4,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず歳出の人件費から御説明をいたします。

9ページの補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

1. 総括、下段の比較合計をごらんいただきたいと思います。給与費356万8,000円、法定福利費70万8,000円、合計427万6,000円減額するものであります。これは、人事異動等に伴い減額補正するものであります。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

今回の補正の増減額の明細と給料及び手当等の状況をあらわしたものであります。説明は省略させていただきます。

次に、16、17ページをごらんください。

人件費以外の補正内容について御説明をさせていただきます。補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出で、1款水道事業費用、1項営業費用、5目資産減耗費281万2,000円増額するもので、これは改良により不要となった固定資産を除却し、その帳簿価格を除くものであります。

また、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税410万2,000円を増額補正するものであります。

次に、18、19ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入で、3項企業債、1目企業債2,100万円を減額し、4項補助金、2目町補助金2,100万円を増額し、財源更正をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第69号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第17 請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願。

紹介議員、山下節子初め5名であります。本日は、代表として私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字大井字真向23の1、南知多町に「非核平和都市宣言」を求める会 代表 渡辺和男初め818名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

1945年8月、広島と長崎に落とされた原爆は、一瞬のうちに2つのまちを廃墟に変え、21万の人々の命を奪いました。今なお20万を超える被爆者が苦しんでいます。

原爆による被爆国となった日本は、憲法で全世界の人々が平和に暮らせるよう努力する理念を掲げています。また、二度と核兵器による犠牲者をつくらないために、核兵器を「持たず、つくり、持ち込ませず」の非核3原則を定めています。今、核兵器の廃絶を求める声は世界に広がっており、多くの国で市民が行動し、政府がその実現を支持しています。

核のない平和な世界を目指して、非核平和都市宣言をした自治体は全国で約9割の1,566、愛知県では6割以上の34になります（2013年4月17日現在）。

日本で最初、そして世界で最初に非核平和都市宣言をしたのは愛知県の半田市（1958年6月6日）です。半田市は、平成5年の市制55周年の節目にも、「世界唯一の核被爆国である日本が、平和と核廃絶を全世界に向かって訴え続けよう。世論を喚起することは私たち一人一人の義務であります」と宣言しています。

この南知多町でも、この夏、「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネル展が開催されました。私たちは、さらに南知多町が核のない平和な世界を目指す自治体として、誇り高き一歩を踏み出すことを願い、非核平和都市宣言することを請願いたします。

請願事項。

1. 南知多町議会として、非核平和都市宣言をしてください。
2. 宣言に基づく啓蒙活動、平和活動を推進してください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔 散会 16時13分 〕